

平成 25 年 9 月 19 日

**【照会先】**

大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課  
賃金福祉統計室

室 長 野地 祐二  
室長補佐 板藤 昭  
安全衛生第一係 (内線 7662、7663)  
(代表電話) 03 (5253) 1111  
(直通電話) 03 (3595) 3147

## 平成 24 年「労働安全衛生特別調査（労働者健康状況調査）」の概況

### 目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	3 頁
<b>【事業所調査】</b>	
1 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項	3 頁
2 メンタルヘルスケアに関する事項	6 頁
3 定期健康診断に関する事項	10 頁
4 がん検診、人間ドックに関する事項	12 頁
5 受動喫煙防止対策に関する事項	14 頁
6 腰痛予防対策に関する事項	16 頁
7 熱中症予防対策に関する事項	16 頁
8 労働者の健康管理対策として重要な課題	17 頁
<b>【労働者調査】</b>	
1 精神的ストレス等に関する事項	18 頁
2 定期健康診断に関する事項	20 頁
3 長時間労働者の面接指導等の実施状況	21 頁
4 受動喫煙防止対策に関する事項	23 頁
主な用語の定義	25 頁

平成 24 年労働安全衛生特別調査の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。  
アドレス ([http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/toukei/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/))

# 調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、労働者の健康状況、健康管理の推進状況等を把握し、労働者の健康確保対策、自主的な健康管理の推進等労働衛生行政運営の推進に資することを目的とする。

## 2 調査の範囲

### (1) 地域

全国

### (2) 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による「農業、林業」（林業に限る。）、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」

### (3) 事業所

平成21年経済センサス基礎調査を母集団として、上記(2)に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用する民営事業所のうちから抽出した事業所

### (4) 労働者

上記(3)の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者

## 3 調査の対象期間

原則として平成24年10月31日現在とした。ただし、一部の事項については過去1か月間（平成24年10月1日～平成24年10月31日）、過去6か月間（平成24年5月1日～平成24年10月31日）又は過去1年間（平成23年11月1日～平成24年10月31日）を対象とした。

## 4 調査事項

### (1) 事業所調査

企業及び事業所に関する事項、長時間労働者に対する取組に関する事項、メンタルヘルスクエアに関する事項、定期健康診断の実施に関する事項、がん検診、総合的健康診断（人間ドック）の実施状況、受動喫煙防止対策に関する事項、腰痛対策に関する事項、熱中症対策に関する事項、労働者の健康管理対策に関する事項

### (2) 労働者調査

労働者の属性等、勤務の状況に関する事項、定期健康診断に関する事項、長時間労働者の面接指導等の実施状況、喫煙に関する事項

## 5 調査の方法

### (1) 事業所調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送

### (2) 労働者調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を労働者調査の対象となった事業所へ郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配

布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送

## 6 調査の機関

厚生労働省一報告者

## 7 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

事業所調査	:	調査対象数 13,332	有効回答数 9,283	有効回答率 69.6%
労働者調査	:	調査対象数 17,500	有効回答数 9,915	有効回答率 56.7%

## 8 調査結果利用上の注意

### (1) 表章記号について

- ① 「0.0」は、該当する数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たない場合を示す。
- ② 「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③ 「…」は、上記以外で数値がない場合、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④ 「\*」印のある数値は、調査対象数が少ないため利用上注意を要する場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 「事業所規模」は、調査対象事業所において雇用する常用労働者と同事業所において受け入れている派遣労働者の合計人数により区分している。

(4) 「19年調査」とは、「平成19年労働者健康状況調査」のことである。  
「22年調査」とは、「平成22年労働安全衛生基本調査」のことである。  
「23年調査」とは、「平成23年労働災害防止対策等重点調査」のことである。

### (5) 東日本大震災への対応

平成24年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、福島県については、原子力災害対策特別措置法に基づき警戒区域及び計画的避難区域を設定された市町村、並びに、緊急時避難準備区域を設定後解除されたが、まだ復旧計画の途上にある市町村については調査の対象から除外することとし、除外する市町村分の標本数については、県内の他地域から補完した。

なお、県内で補完できない事業所規模・産業に属する事業所があった場合には、県外から補完した。

## 結果の概要

### 【事業所調査】

#### 1 長時間労働者への医師による面接指導等に関する事項

##### (1) 時間外・休日労働の状況

過去1か月間(平成24年10月1日から同年10月31日までの期間。)における時間外・休日労働時間(※1)について、「1か月あたり100時間を超える労働者がいた」事業所の割合は4.7%[23年調査 7.6%]、「1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた」事業所の割合は9.6%[同 9.8%]、「1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた」事業所の割合は30.6%[同 28.4%]となっている(第1表)。

第1表 過去1か月間における時間外・休日労働の状況別事業所割合(複数回答)

区分	事業所計	(単位:%)		
		1か月あたり100時間を超える労働者がいた	1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者がいた	1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者がいた
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>4.7</b>	<b>9.6</b>	<b>30.6</b>
(事業所規模)				
5,000人以上	100.0	48.4	65.6	71.1
1,000～4,999人	100.0	43.9	60.4	86.6
500～999人	100.0	22.2	46.7	80.2
300～499人	100.0	20.2	33.5	73.3
100～299人	100.0	10.1	23.5	56.3
50～99人	100.0	7.3	16.1	44.7
30～49人	100.0	5.0	10.0	32.4
10～29人	100.0	3.6	7.1	25.8
平成23年	100.0	7.6	9.8	28.4
平成22年	100.0	6.0	10.0	28.2

注:「事業所計」には「1か月あたり100時間を超える労働者の有無不明」、「1か月あたり80時間を超え、100時間以下の労働者の有無不明」及び「1か月あたり45時間を超え、80時間以下の労働者の有無不明」が含まれる。

##### (2) 面接指導制度の認知状況

長時間労働者への医師による面接指導制度(※2)を知っている事業所の割合は58.2%[22年調査 50.6%]で22年調査より上昇している(第2表)。

第2表 長時間労働者への医師による面接指導制度の認知別事業所割合

区分	事業所計	(単位:%)		
		長時間労働者への医師による面接指導制度を知っている	長時間労働者への医師による面接指導制度を知らない	不明
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>58.2</b>	<b>41.8</b>	<b>0.0</b>
(事業所規模)				
5,000人以上	100.0	100.0	-	-
1,000～4,999人	100.0	99.0	1.0	-
500～999人	100.0	97.9	2.1	-
300～499人	100.0	95.8	4.2	-
100～299人	100.0	88.2	11.7	0.2
50～99人	100.0	79.3	20.7	0.0
30～49人	100.0	66.8	33.2	-
10～29人	100.0	50.9	49.1	0.0
平成22年	100.0	50.6	49.2	0.2
平成19年	100.0	45.6	54.4	-

**(3)時間外・休日労働が100時間を超える長時間労働者への医師による面接指導の実施状況**

過去6か月間(平成24年5月1日から同年10月31日までの期間。以下同じ。)に1か月あたり時間外・休日労働が100時間を超える労働者に対し医師による面接指導を実施した事業所の割合は4.3%となっており、その実施内容は「100時間を超える全ての労働者に対して実施した」が81.6%、「申し出を行った労働者に対してのみ実施した」が18.4%となっている(第3表、第1図)。

第3表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導の実施の有無及び実施内容別事業所割合 (単位: %)

区分	事業所計	実施内容				不明	実施面接指導を しなかった	不明
		面接指導を 実施した	100時間を超えて実施した	100時間を超えて実施した 申し出を行った労働者 に対してのみ実施した	不明			
平成24年 (事業所規模)	100.0	4.3	(100.0)	(81.6)	(18.4)	(0.0)	95.5	0.1
5,000人以上	100.0	58.5	(100.0)	(61.9)	(38.1)	(-)	41.5	-
1,000~4,999人	100.0	51.4	(100.0)	(82.2)	(17.8)	(-)	48.6	-
500~999人	100.0	31.6	(100.0)	(86.1)	(13.9)	(-)	68.4	-
300~499人	100.0	22.6	(100.0)	(82.6)	(17.4)	(-)	77.4	-
100~299人	100.0	13.8	(100.0)	(85.7)	(14.3)	(-)	86.2	-
50~99人	100.0	5.8	(100.0)	(81.0)	(18.9)	(0.0)	94.2	-
30~49人	100.0	3.8	(100.0)	(83.8)	(16.2)	(-)	96.1	0.1
10~29人	100.0	3.2	(100.0)	(79.7)	(20.3)	(-)	96.7	0.1

注: 「面接指導を実施しなかった」事業所には、面接指導の基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

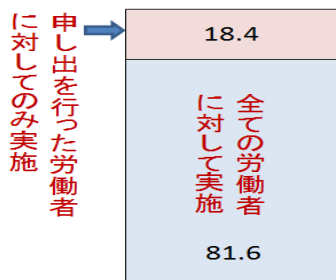
同じく医師による面接指導を実施した事業所のうち、その結果を踏まえて何らかの措置を講じた事業所(82.9%)のその措置内容(複数回答)は「時間外労働の制限」が50.8%と最も多くなっている(第4表、第2図)。

第4表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導の結果を踏まえての措置内容別事業所割合 (単位: %)

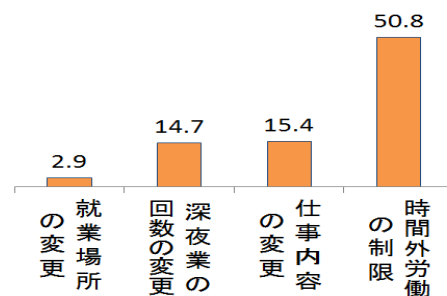
区分	面接指導を実施した事業所計	措置内容(複数回答)							講じた措置を しなかった	不明
		措置を講じた	労働時間の制限	就業場の変更	仕事内容の変更	回数(※3)の 深業の 変更	その他			
平成24年 (事業所規模)	[4.3]	100.0	82.9 (100.0)	42.1 (50.8)	2.4 (2.9)	12.7 (15.4)	12.2 (14.7)	37.3 (44.9)	17.1	0.0
5,000人以上	[58.5]	100.0	79.0	42.1	17.4	26.1	9.2	51.2	21.0	-
1,000~4,999人	[51.4]	100.0	83.8	61.7	11.7	25.2	11.7	36.3	16.2	-
500~999人	[31.6]	100.0	77.4	50.6	3.3	16.5	5.3	35.4	22.6	-
300~499人	[22.6]	100.0	88.7	58.3	4.9	14.0	15.6	35.5	11.3	-
100~299人	[13.8]	100.0	82.8	54.4	7.6	15.0	7.2	30.5	17.2	-
50~99人	[5.8]	100.0	84.2	52.4	5.6	34.9	31.5	16.6	15.7	0.0
30~49人	[3.8]	100.0	74.4	49.3	0.6	17.0	10.2	30.6	25.6	-
10~29人	[3.2]	100.0	84.6	31.9	-	4.9	9.6	46.0	15.4	-

注: [ ] は、全事業所のうち「面接指導を実施した事業所」の割合である。

第1図 医師による面接指導の対象者 第2図 面接指導後の改善措置(複数回答)



※面接指導を実施した事業所(4.3%) = 100.0 (単位: %)



※措置を講じた事業所(82.9%) = 100.0 (単位: %)

面接指導を実施しなかった理由(複数回答)をみると、「面接指導の対象者がいなかった(100時間超の労働者がいなかった)」が92.6%と最も多く、次いで「面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)」が12.2%となっている(第5表)。

第5表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間超)の面接指導を実施しなかった理由別事業所割合

(単位: %)

区分	面接指導を実施しなかった事業所計	実施しなかった理由(複数回答)							
		時間超の労働者がいなかった	面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)	面接指導の対象者がいなかった(労働者からの申し出がなかった)	医師等の確保が難しかった	与えられなかった面接時間を	経費がかかりすぎる	その他(知らなかったを含む)	不明
平成24年(事業所規模)	[95.5]	100.0	92.6	12.2	0.3	0.1	0.3	8.7	0.1
5,000人以上	[41.5]	100.0	84.9	22.6	-	-	-	10.4	-
1,000~4,999人	[48.6]	100.0	88.1	20.0	0.2	-	-	0.9	-
500~999人	[68.4]	100.0	93.3	14.7	-	0.1	-	0.7	-
300~499人	[77.4]	100.0	87.7	18.2	0.4	0.5	0.0	3.1	-
100~299人	[86.2]	100.0	90.8	14.4	0.3	0.5	0.1	4.2	0.1
50~99人	[94.2]	100.0	91.1	14.7	0.1	0.1	0.0	6.1	0.0
30~49人	[96.1]	100.0	94.7	11.7	0.7	0.3	0.4	7.2	-
10~29人	[96.7]	100.0	92.5	11.8	0.3	0.1	0.3	9.7	0.2

注: [ ]は、全事業所のうち「面接指導を実施しなかった事業所」の割合である。

#### (4)時間外・休日労働が100時間以下の長時間労働者への医師による面接指導等の実施(※4)状況

過去6か月間に1か月あたり時間外・休日労働が100時間以下の労働者に対し医師による面接指導等を実施した事業所の割合は8.5%となっており、その実施内容(複数回答)は、「特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した」(41.6%)が最も多く、次いで「時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超え、100時間以下で、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導等を実施した」(28.4%)となっている(第6表)。

第6表 長時間労働者(時間外・休日労働100時間以下)の面接指導等の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	面接指導等を実施した	実施内容(複数回答)					面接指導等を実施しなかった	不明
			時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超え、100時間以下で、申し出を行った労働者に対して医師による面接指導等を実施した	時間外・休日労働が1か月あたり45時間を超え、80時間以下で、必要と認められた労働者に対して医師による面接指導等を実施した	当該事業所で独自の基準を定め、基準に基いて面接指導等を実施した	特段の基準はないが、その他必要に応じて適宜面接指導等を実施した	その他		
平成24年(事業所規模)	100.0	8.5	(100.0)	(28.4)	(18.8)	(27.6)	(41.6)	91.5	0.0
5,000人以上	100.0	75.4	(100.0)	(48.8)	(31.2)	(64.3)	(9.3)	24.6	-
1,000~4,999人	100.0	70.6	(100.0)	(43.2)	(39.1)	(63.3)	(9.3)	29.4	-
500~999人	100.0	52.8	(100.0)	(39.6)	(37.0)	(47.7)	(12.5)	47.2	-
300~499人	100.0	40.5	(100.0)	(42.4)	(39.4)	(49.8)	(11.6)	59.5	-
100~299人	100.0	25.0	(100.0)	(26.6)	(25.6)	(45.0)	(24.6)	74.7	0.3
50~99人	100.0	12.0	(100.0)	(26.3)	(13.9)	(36.1)	(38.1)	88.0	0.0
30~49人	100.0	6.5	(100.0)	(25.8)	(28.3)	(27.8)	(39.9)	93.5	0.0
10~29人	100.0	6.6	(100.0)	(28.3)	(13.8)	(17.9)	(51.0)	93.4	0.0

注: 「面接指導等を実施しなかった」事業所には、面接指導等の基準に該当する労働者がいなかった等により、実施しなかった事業所を含む。

## 2 メンタルヘルスケア(※5)に関する事項

### (1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去1年間(平成23年11月1日から平成24年10月31日までの期間。以下同じ。)にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者(※6)がいる事業所の割合は8.1%[23年調査9.0%]となっている(第7表)。

第7表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の有無及び労働者数階級別事業所割合

区分	事業所計	連続1か月以上休業又は退職した労働者数											連続1か月以上休業又は退職した労働者はいない	不明
		1人	2人	3人	4人	5人	6~9人	10~29人	30人~	不明				
		(単位:%)												
平成24年 (事業所規模)	100.0	8.1	(100.0)	(69.7)	(16.0)	(6.0)	(2.5)	(1.1)	(2.1)	(2.3)	(0.3)	(-)	91.9	0.0
5,000人以上	100.0	92.3	(100.0)	(1.5)	(-)	(8.6)	(-)	(0.9)	(17.6)	(28.5)	(42.9)	(-)	7.7	-
1,000~4,999人	100.0	92.2	(100.0)	(2.8)	(5.9)	(6.8)	(6.2)	(8.3)	(18.2)	(45.7)	(6.2)	(-)	7.7	0.1
500~999人	100.0	77.0	(100.0)	(15.4)	(14.4)	(14.8)	(9.2)	(9.6)	(22.3)	(13.9)	(0.5)	(-)	23.0	0.0
300~499人	100.0	65.2	(100.0)	(30.2)	(21.7)	(20.5)	(9.1)	(4.7)	(10.4)	(3.2)	(0.2)	(-)	34.4	0.4
100~299人	100.0	39.2	(100.0)	(57.0)	(22.1)	(11.3)	(5.4)	(1.6)	(1.6)	(0.2)	(0.6)	(-)	60.7	0.1
50~99人	100.0	17.6	(100.0)	(71.9)	(20.3)	(5.1)	(1.2)	(-)	(0.2)	(1.3)	(-)	(-)	82.4	-
30~49人	100.0	10.1	(100.0)	(86.0)	(12.0)	(0.8)	(0.1)	(-)	(-)	(1.1)	(-)	(-)	89.9	0.0
10~29人	100.0	3.2	(100.0)	(87.9)	(10.0)	(1.2)	(-)	(-)	(-)	(0.9)	(-)	(-)	96.8	-
(産業)														
農業、林業(林業に限る。)	100.0	3.1	(100.0)*	(85.4)*	(9.6)*	(5.1)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	96.9	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	4.7	(100.0)	(55.3)	(34.0)	(4.7)	(-)	(-)	(6.0)	(-)	(-)	(-)	95.3	-
建設業	100.0	7.0	(100.0)	(78.5)	(14.5)	(4.0)	(0.1)	(1.3)	(1.0)	(0.5)	(-)	(-)	93.0	0.0
製造業	100.0	10.2	(100.0)	(62.3)	(15.8)	(6.6)	(5.4)	(1.4)	(4.3)	(3.9)	(0.3)	(-)	89.8	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.8	(100.0)	(58.5)	(16.9)	(7.9)	(4.9)	(3.5)	(6.0)	(1.8)	(0.4)	(-)	71.8	1.3
情報通信業	100.0	31.2	(100.0)	(68.4)	(11.6)	(9.3)	(2.8)	(0.2)	(2.1)	(3.2)	(2.3)	(-)	68.8	-
運輸業、郵便業	100.0	7.4	(100.0)	(71.6)	(15.1)	(7.3)	(1.5)	(2.3)	(1.6)	(0.5)	(0.1)	(-)	92.6	-
卸売業、小売業	100.0	5.9	(100.0)	(84.9)	(6.6)	(2.6)	(2.0)	(0.6)	(1.1)	(2.1)	(0.1)	(-)	94.1	0.0
金融業、保険業	100.0	15.8	(100.0)	(73.5)	(12.1)	(2.9)	(2.1)	(0.9)	(2.6)	(5.7)	(0.2)	(-)	84.2	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.0	(100.0)	(62.4)	(18.9)	(16.3)	(0.6)	(0.9)	(0.9)	(0.1)	(-)	(-)	91.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	14.0	(100.0)	(71.3)	(12.5)	(5.7)	(3.5)	(1.5)	(3.9)	(1.2)	(0.3)	(-)	86.0	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	3.5	(100.0)	(52.7)	(40.3)	(5.3)	(0.3)	(0.9)	(0.3)	(0.2)	(-)	(-)	96.5	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	2.8	(100.0)	(59.3)	(33.7)	(4.0)	(1.6)	(0.6)	(-)	(0.9)	(-)	(-)	97.1	0.0
教育、学習支援業	100.0	8.2	(100.0)	(76.3)	(11.2)	(4.3)	(3.6)	(1.5)	(1.4)	(1.3)	(0.2)	(-)	91.8	-
医療、福祉	100.0	7.2	(100.0)	(55.9)	(25.7)	(10.9)	(1.3)	(2.0)	(2.3)	(1.9)	(0.1)	(-)	92.8	-
複合サービス事業	100.0	15.2	(100.0)	(71.2)	(14.3)	(10.4)	(3.2)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	(-)	(-)	84.8	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.2	(100.0)	(68.3)	(21.0)	(4.5)	(2.0)	(0.8)	(1.7)	(1.6)	(0.0)	(-)	88.8	-
平成23年	100.0	9.0	(100.0)	(67.3)	(18.2)	(5.7)	(2.8)	(1.3)	(3.0)	(1.4)	(0.4)	(-)	90.7	0.2
平成19年	100.0	7.6	(100.0)	(67.7)	(18.1)	(5.3)	(2.4)	(1.2)	(2.3)	(1.5)	(0.4)	(0.9)	92.4	-

そのうち、職場復帰した労働者がいる事業所の割合は55.0%[23年調査53.8%]となっている(第8表)。

第8表 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者のうち職場復帰した労働者がいる事業所割合

区分	働又は1ヶ月以上休業又は退職した労働者がいる事業所計	職場復帰した労働者の割合								復職者がいる(含む)	不明
		10割(全員)	9割台	7~8割台	4~6割台(約半分程度)	2~3割台	1割台				
		(単位:%)									
平成24年	[8.1]	100.0	55.0	35.5	1.3	2.8	11.0	3.5	0.9	44.5	0.4
(事業所規模)											
5,000人以上	[92.3]	100.0	94.6	4.7	1.7	17.3	39.1	25.9	5.9	5.4	-
1,000~4,999人	[92.2]	100.0	95.7	10.5	7.8	17.9	34.6	20.5	4.4	4.2	0.1
500~999人	[77.0]	100.0	82.4	16.6	4.2	15.5	26.7	14.4	5.0	16.9	0.7
300~499人	[65.2]	100.0	74.9	26.9	3.6	10.0	21.9	9.7	2.6	25.1	-
100~299人	[39.2]	100.0	62.3	34.7	1.4	4.2	15.2	5.0	1.7	37.7	0.1
50~99人	[17.6]	100.0	44.8	31.6	1.4	1.5	8.6	1.4	0.3	54.0	1.2
30~49人	[10.1]	100.0	51.8	43.3	1.3	0.6	6.4	0.1	0.1	47.4	0.9
10~29人	[3.2]	100.0	48.3	39.9	-	-	6.3	2.1	-	51.7	-
平成23年	[9.0]	100.0	53.8	35.4	2.0	2.3	10.1	3.0	1.0	45.4	0.8

注:[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業所」の割合である。

## (2)メンタルヘルスケアへの取組状況

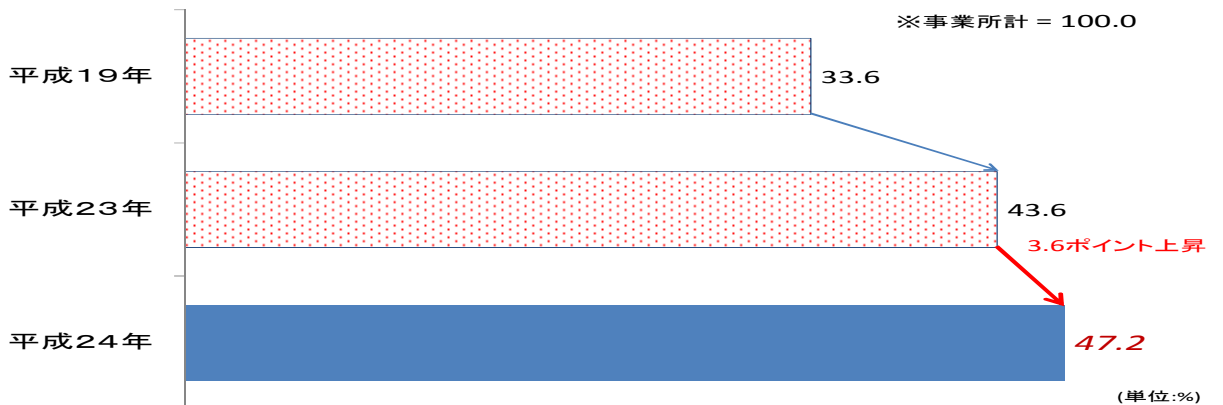
メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合は47.2%[23年調査43.6%]で23年調査より上昇し、事業所規模別にみると、300人以上の規模では9割を超えている。取組内容(複数回答)をみると、「労働者への教育研修・情報提供(※8)」(46.7%)が最も多く、次いで「管理監督者への教育研修・情報提供」(44.7%)、「社内のメンタルヘルスケア窓口の設置」(41.0%)となっている。(第9表、第3図)

第9表 メンタルヘルスケアの取組の有無及び取組内容別事業所割合

区分	事業所計	取組内容(複数回答)																		不明	にメンタルヘルスケアに取り組んでいない				
		メンタルヘルスケアに取り組んでいる	メンタルヘルスケアに関する計画の策定と実施	メンタルヘルスケアの実施	労働者への教育研修・情報提供	管理監督者への教育研修・情報提供	事業所内の産業保健スタッフへの情報提供	評価及び改善	職場環境等の改善	社内のメンタルヘルスケア窓口の設置	社外のメンタルヘルスケア窓口の設置	労働者へのストレスチェック	労働者からの相談対応の体制整備	労働者からの相談対応	職場復帰支援プログラムの策定	地域産業保健センターの活用	都道府県産業保健推進センターの活用	メンタルヘルスケアの実施	医療機関を活用したメンタルヘルスケアの実施			他の外部機関(※15)を活用したメンタルヘルスケアの実施	その他	不明	
平成24年	100.0	47.2	(100.0)	(28.9)	(15.6)	(27.8)	(46.7)	(44.7)	(19.5)	(25.8)	(30.8)	(41.0)	(27.1)	(25.8)	...	(24.6)	(5.1)	(2.9)	(14.7)	(13.8)	(6.1)	(-)	52.8	-	
(事業所規模)																									
5,000人以上	100.0	99.1	(100.0)	(66.1)	(52.3)	(75.3)	(85.4)	(84.5)	(65.4)	(54.4)	(46.0)	(89.8)	(77.1)	(57.8)	...	(81.2)	(1.4)	(1.4)	(40.8)	(37.1)	(-)	(-)	0.9	-	
1,000~4,999人	100.0	98.0	(100.0)	(63.6)	(55.0)	(64.9)	(82.7)	(84.2)	(62.2)	(39.3)	(47.2)	(85.1)	(61.3)	(59.5)	...	(76.1)	(5.2)	(5.3)	(30.8)	(35.7)	(3.4)	(-)	2.0	-	
500~999人	100.0	96.4	(100.0)	(58.2)	(37.6)	(55.3)	(72.9)	(74.0)	(49.1)	(34.1)	(38.3)	(73.9)	(51.3)	(46.5)	...	(62.9)	(6.8)	(5.6)	(26.1)	(29.9)	(3.2)	(-)	3.6	-	
300~499人	100.0	92.8	(100.0)	(50.7)	(29.7)	(47.8)	(65.2)	(65.9)	(32.6)	(23.9)	(33.4)	(63.4)	(47.0)	(39.6)	...	(48.8)	(7.9)	(6.3)	(24.9)	(23.5)	(3.7)	(-)	7.2	-	
100~299人	100.0	83.1	(100.0)	(48.0)	(23.7)	(38.9)	(55.9)	(55.7)	(26.2)	(23.6)	(29.6)	(49.3)	(30.6)	(31.1)	...	(34.7)	(6.0)	(4.3)	(19.1)	(17.0)	(3.7)	(-)	16.9	-	
50~99人	100.0	71.4	(100.0)	(45.4)	(20.4)	(33.8)	(48.4)	(49.2)	(21.9)	(29.7)	(31.7)	(43.2)	(31.3)	(28.2)	...	(28.9)	(6.1)	(4.2)	(11.9)	(15.9)	(4.0)	(-)	28.6	-	
30~49人	100.0	56.0	(100.0)	(27.4)	(12.7)	(23.6)	(48.4)	(41.3)	(12.1)	(20.0)	(30.6)	(46.0)	(28.0)	(23.5)	...	(20.3)	(7.5)	(4.3)	(14.0)	(13.8)	(4.4)	(-)	44.0	-	
10~29人	100.0	38.9	(100.0)	(21.5)	(13.2)	(24.9)	(43.5)	(41.9)	(19.6)	(26.5)	(30.6)	(36.6)	(24.2)	(24.3)	...	(22.0)	(3.9)	(1.9)	(14.4)	(12.2)	(7.5)	(-)	61.1	-	
(産業)																									
農業、林業(林業に限る。)	100.0	30.2	(100.0)	(17.2)	(7.8)	(24.9)	(61.5)	(29.9)	(11.8)	(17.3)	(32.6)	(17.9)	(2.0)	(7.0)	...	(5.8)	(14.5)	(6.5)	(6.8)	(5.0)	(7.8)	(-)	69.8	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	35.4	(100.0)	(18.2)	(6.7)	(22.6)	(41.4)	(47.9)	(9.8)	(17.4)	(34.5)	(28.1)	(15.2)	(20.8)	...	(13.6)	(12.7)	(6.2)	(16.8)	(13.4)	(1.7)	(-)	64.6	-	
建設業	100.0	42.4	(100.0)	(17.1)	(9.6)	(16.0)	(42.6)	(34.6)	(8.2)	(15.6)	(28.2)	(14.3)	(14.5)	(19.6)	...	(10.8)	(8.1)	(3.7)	(7.6)	(7.8)	(9.5)	(-)	57.6	-	
製造業	100.0	42.2	(100.0)	(30.8)	(15.1)	(28.1)	(40.4)	(41.7)	(14.9)	(26.4)	(32.5)	(29.0)	(19.7)	(25.2)	...	(18.4)	(6.3)	(3.6)	(10.8)	(13.2)	(7.0)	(-)	57.8	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.2	(100.0)	(61.0)	(58.4)	(55.2)	(80.4)	(79.9)	(60.7)	(52.1)	(67.9)	(76.5)	(67.7)	(59.1)	...	(71.7)	(9.0)	(6.0)	(37.6)	(36.5)	(5.4)	(-)	9.8	-	
情報通信業	100.0	53.9	(100.0)	(27.8)	(21.6)	(34.4)	(48.8)	(43.9)	(25.3)	(33.7)	(48.1)	(39.5)	(31.1)	(25.1)	...	(34.4)	(7.3)	(4.1)	(20.8)	(15.5)	(2.3)	(-)	46.1	-	
運輸業、郵便業	100.0	58.5	(100.0)	(44.9)	(19.5)	(34.4)	(70.5)	(58.1)	(34.4)	(29.7)	(43.8)	(55.7)	(34.5)	(37.0)	...	(35.8)	(2.8)	(7.9)	(14.5)	(12.4)	(1.2)	(-)	41.5	-	
卸売業、小売業	100.0	46.3	(100.0)	(25.8)	(13.8)	(34.3)	(41.6)	(42.9)	(25.7)	(20.4)	(32.9)	(47.3)	(32.2)	(30.3)	...	(28.4)	(6.6)	(1.8)	(21.3)	(14.4)	(8.5)	(-)	53.7	-	
金融業、保険業	100.0	87.6	(100.0)	(37.4)	(33.5)	(40.1)	(61.0)	(59.5)	(30.3)	(31.0)	(32.1)	(66.3)	(46.7)	(41.2)	...	(48.2)	(3.0)	(1.4)	(21.4)	(22.7)	(2.0)	(-)	12.4	-	
不動産業、物品賃貸業	100.0	49.9	(100.0)	(24.9)	(23.5)	(33.0)	(43.1)	(42.0)	(10.5)	(27.4)	(27.0)	(41.2)	(34.6)	(33.7)	...	(23.8)	(4.0)	(3.8)	(26.5)	(14.9)	(1.8)	(-)	50.1	-	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	50.2	(100.0)	(36.6)	(14.5)	(28.8)	(46.5)	(40.8)	(21.2)	(24.7)	(35.3)	(43.7)	(30.4)	(28.9)	...	(41.6)	(9.6)	(2.1)	(12.3)	(18.6)	(4.2)	(-)	49.8	-	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.5	(100.0)	(29.5)	(14.1)	(15.8)	(36.6)	(39.5)	(10.8)	(34.8)	(26.2)	(40.6)	(24.1)	(11.6)	...	(12.0)	(3.8)	(1.8)	(10.5)	(12.6)	(4.2)	(-)	63.5	-	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	36.7	(100.0)	(16.3)	(7.7)	(24.0)	(30.0)	(44.2)	(2.2)	(15.2)	(10.6)	(43.2)	(27.7)	(22.2)	...	(15.7)	(0.6)	(0.5)	(3.4)	(4.2)	(14.0)	(-)	63.3	-	
教育、学習支援業	100.0	42.3	(100.0)	(24.1)	(9.5)	(23.8)	(41.3)	(39.4)	(12.1)	(23.9)	(25.0)	(37.7)	(17.1)	(19.2)	...	(25.2)	(0.4)	(2.9)	(12.3)	(15.3)	(7.9)	(-)	57.7	-	
医療、福祉	100.0	45.5	(100.0)	(22.4)	(5.8)	(13.0)	(53.2)	(36.5)	(14.4)	(33.2)	(17.2)	(25.2)	(9.0)	(15.8)	...	(12.8)	(3.6)	(3.5)	(10.3)	(9.8)	(6.1)	(-)	54.5	-	
複合サービス事業	100.0	76.9	(100.0)	(27.4)	(8.6)	(21.9)	(49.3)	(58.9)	(15.5)	(10.5)	(37.1)	(52.0)	(32.7)	(19.8)	...	(26.5)	(4.8)	(2.5)	(23.6)	(13.4)	(5.2)	(-)	23.1	-	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.4	(100.0)	(33.7)	(22.0)	(30.6)	(49.6)	(52.8)	(15.4)	(27.0)	(31.5)	(40.1)	(28.4)	(20.8)	...	(22.7)	(4.4)	(1.9)	(9.0)	(18.6)	(4.1)	(-)	45.6	-	
平成23年	100.0	43.6	(100.0)	(23.7)	(12.2)	(18.5)	(43.8)	(42.8)	(11.3)	(20.8)	...	(37.0)	(26.4)	(15.6)	...	(16.2)	(4.1)	(1.3)	(8.8)	(7.7)	(10.2)	(0.1)	56.4	0.0	
平成19年	100.0	33.6	(100.0)	(17.6)	(13.8)	(19.4)	(49.3)	(34.5)	(12.1)	(20.5)	...	...	...	...	...	(59.3)	(18.0)	(4.2)	(1.7)	(15.8)	(20.4)	(7.5)	(0.1)	66.4	-

注：取組内容は、平成19年調査及び平成23年調査と比べ一部変更になっており、比較には注意を要する。

第3図 メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所





メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所のうち、気をつけていることがある事業所の割合は96.2%[23年調査 95.1%]であり、その気をつけていることの内容(複数回答)は、「労働者の個人情報への配慮」が73.5%[同 66.1%]と最も多く、次いで「職場配置、人事異動等」(65.7% [同 58.3%])、「家庭・個人生活等の職場以外の問題への配慮」(42.6% [同 40.6%])となっている(第10表)。

第10表 メンタルヘルスクエアを推進するにあたって気をつけていることの内容別事業所割合

(単位：%)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	気をつけていること	気をつけていることの内容(複数回答)							気をつけていない	不明
			ルメ誤解の解消	職場配置、人事異動等	労働者の個人情報への配慮	職場以外の問題への配慮	その他				
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	96.2	(100.0)	(34.7)	(65.7)	(73.5)	(42.6)	(5.7)	3.8	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	100.0	(100.0)	(61.1)	(87.8)	(95.7)	(54.2)	(15.7)	-	-
1,000～4,999人	[98.0]	100.0	99.7	(100.0)	(65.9)	(85.2)	(94.7)	(55.5)	(8.0)	0.3	-
500～999人	[96.4]	100.0	99.5	(100.0)	(50.7)	(83.7)	(89.8)	(49.3)	(7.1)	0.5	-
300～499人	[92.8]	100.0	97.7	(100.0)	(46.6)	(77.8)	(85.7)	(43.5)	(6.1)	2.3	-
100～299人	[83.1]	100.0	98.0	(100.0)	(43.3)	(74.4)	(79.0)	(43.8)	(4.7)	1.8	0.2
50～99人	[71.4]	100.0	96.6	(100.0)	(40.6)	(70.5)	(74.5)	(39.8)	(5.6)	3.4	-
30～49人	[56.0]	100.0	96.4	(100.0)	(34.8)	(67.8)	(73.3)	(40.4)	(3.0)	3.6	-
10～29人	[38.9]	100.0	95.7	(100.0)	(31.2)	(62.0)	(71.9)	(43.6)	(6.6)	4.3	0.0
平成23年	[43.6]	100.0	95.1	(100.0)	(36.7)	(58.3)	(66.1)	(40.6)	(7.0)	3.5	1.4
平成19年	[33.6]	100.0	95.7	(100.0)	(51.0)	(59.4)	(67.9)	(47.1)	(5.7)	4.3	0.1

注：1) [ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。

2) 「メンタルヘルスに関する誤解の解消」は、平成19年調査においては、「心の健康問題に関する誤解等の解消」として調査している。

メンタルヘルスクエアの専門スタッフの配置(複数回答)については、「産業医」(67.4%[19年調査 56.5%])が最も多く、次いで「衛生管理者・衛生推進者等」(46.0% [同 30.7%])となっている(第11表)。

第11表 メンタルヘルスクエアのための専門スタッフの有無及び配置状況別事業所割合

(単位：%)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	専門スタッフがいる	専門スタッフの配置(複数回答)							専門スタッフはいない	不明	
			産業医(※16)	産業医以外の医師(外部の医師)	事業所内の保健師・看護師(※17)	衛生管理者・衛生推進者等(※18)	カウンセラー等(※19)	その他				
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	61.8	(100.0)	(67.4)	(10.5)	(18.2)	(46.0)	(15.8)	(10.8)	38.2	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	98.7	(100.0)	(94.0)	(43.0)	(80.4)	(55.9)	(43.8)	(4.5)	1.3	-
1,000～4,999人	[98.0]	100.0	95.4	(100.0)	(88.7)	(29.4)	(66.1)	(43.8)	(44.4)	(6.3)	4.6	-
500～999人	[96.4]	100.0	90.7	(100.0)	(88.4)	(18.5)	(46.9)	(50.3)	(40.1)	(7.1)	9.3	-
300～499人	[92.8]	100.0	85.7	(100.0)	(84.5)	(12.0)	(35.7)	(51.7)	(27.2)	(7.6)	14.3	-
100～299人	[83.1]	100.0	80.8	(100.0)	(81.2)	(10.2)	(20.9)	(52.6)	(18.5)	(11.9)	19.0	0.2
50～99人	[71.4]	100.0	72.5	(100.0)	(76.1)	(6.0)	(15.5)	(55.2)	(18.4)	(8.5)	27.5	-
30～49人	[56.0]	100.0	60.1	(100.0)	(55.6)	(8.2)	(14.0)	(46.7)	(18.5)	(11.9)	39.9	-
10～29人	[38.9]	100.0	55.8	(100.0)	(64.1)	(12.3)	(18.0)	(41.1)	(12.4)	(11.2)	44.2	0.0
平成19年	[33.6]	100.0	52.0	(100.0)	(56.5)	(9.6)	(22.5)	(30.7)	(27.1)	(13.5)	48.0	0.1

注：[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。

メンタルヘルスクエアの効果(※20)について「ある・あった」とする事業所は36.9%となっている(第12表)。

第12表 メンタルヘルスクエアの効果別事業所割合

(単位：%)

区分	メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所計	メンタルヘルスクエアの効果			不明	
		ある・あった	ない・なかった	わからない		
平成24年(事業所規模)	[47.2]	100.0	36.9	0.8	62.3	0.0
5,000人以上	[99.1]	100.0	81.9	-	18.1	-
1,000～4,999人	[98.0]	100.0	77.8	0.1	22.1	-
500～999人	[96.4]	100.0	68.0	0.3	31.7	-
300～499人	[92.8]	100.0	60.9	0.1	38.9	-
100～299人	[83.1]	100.0	45.9	1.2	52.8	0.2
50～99人	[71.4]	100.0	42.0	1.8	56.2	-
30～49人	[56.0]	100.0	38.2	0.8	61.1	-
10～29人	[38.9]	100.0	32.7	0.5	66.8	0.0

注：[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスクエアに取り組んでいる事業所」の割合である。

### (3) ストレスチェックについて

ストレスチェックを実施した事業所について、ストレスチェックを実施した機会は、「定期健康診断以外の機会に実施」が 67.7%、「定期健康診断の機会に併せて実施」が 32.2%となっている（第 13 表）。

第13表 労働者のストレスチェック実施時期別事業所割合

区分	ストレスチェックの実施時期				不明
	労働者のストレスチェックを実施した事業所計		定期健康診断の機会に併せて実施	定期健康診断以外の機会に実施	
平成24年 (事業所規模)	[25.8]	100.0	32.2	67.7	0.1
5,000人以上	[57.8]	100.0	59.8	40.2	-
1,000～4,999人	[59.5]	100.0	37.1	62.9	-
500～999人	[46.5]	100.0	26.9	71.9	1.2
300～499人	[39.6]	100.0	27.6	72.3	0.1
100～299人	[31.1]	100.0	25.8	74.0	0.2
50～99人	[28.2]	100.0	31.4	67.9	0.7
30～49人	[23.5]	100.0	28.0	72.0	-
10～29人	[24.3]	100.0	35.0	65.0	-

注：[ ]は、「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスチェックを実施した事業所」（メンタルヘルスケアの取組内容において「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査（ストレスチェック）」を選択した事業所）の割合である。

### (4) メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由及び今後の取組予定

メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由（複数回答）については、「必要性を感じない」（51.0%[23年調査 48.4%]）が最も多く、次いで「取り組み方が分からない」（31.6%[同 20.1%]）、「専門スタッフがいない」（22.4%[同 22.1%]）となっている。事業所規模別にみると、100人以上5,000人未満のすべての規模で「専門スタッフがいない」の割合が最も高くなっている。

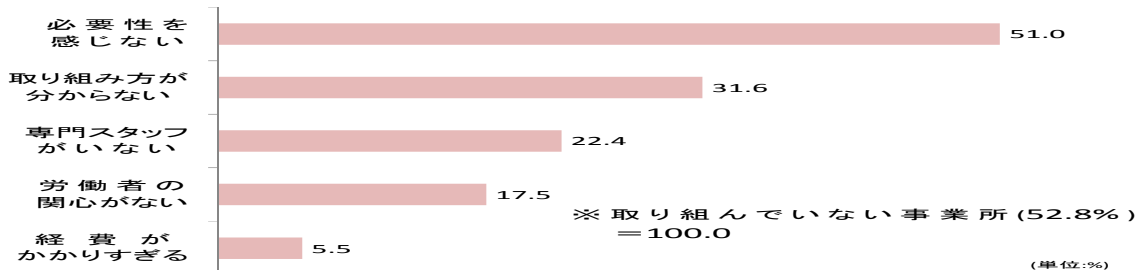
今後の取組予定としては、「予定がある」は 0.5%、「検討中」が 23.0%、「予定はない」が 76.5%となっている。（第 14 表、第 4 図）

第14表 メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由及び今後の取組予定別事業所割合

区分	取り組んでいない理由（複数回答）									今後の取組予定			
	メンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所計	取り組み方が分からない	経費がかかりすぎる	必要性を感じない	労働者の関心がない	専門スタッフがいない	その他	不明	予定がある	検討中	予定はない	不明	
平成24年 (事業所規模)	[52.8]	100.0	31.6	5.5	51.0	17.5	22.4	15.5	-	0.5	23.0	76.5	-
5,000人以上	[0.9]	100.0*	-*	-*	100.0*	-*	-*	-*	-*	-*	-*	100.0*	-*
1,000～4,999人	[2.0]	100.0*	74.8*	-*	4.8*	4.8*	86.8*	6.6*	-*	6.6*	30.6*	62.8*	-*
500～999人	[3.6]	100.0	21.2	5.7	15.1	10.4	42.1	36.5	-	7.9	74.0	18.2	-
300～499人	[7.2]	100.0	16.8	11.0	31.7	15.0	43.0	30.4	-	3.3	62.5	34.2	-
100～299人	[16.9]	100.0	24.8	7.3	33.3	13.3	34.5	24.2	-	0.5	42.0	57.5	-
50～99人	[28.6]	100.0	31.0	2.3	43.6	21.4	34.0	20.0	-	3.1	34.7	62.3	-
30～49人	[44.0]	100.0	34.5	6.0	50.0	20.6	30.6	13.9	-	1.1	27.2	71.7	-
10～29人	[61.1]	100.0	31.3	5.6	52.0	16.8	20.2	15.3	-	0.2	21.2	78.5	-
平成23年	[56.4]	100.0	20.1	5.4	48.4	15.6	22.1	26.3	0.6	...	...	...	...
平成19年	[66.4]	100.0	42.2	12.1	28.9	27.7	44.3	17.5	0.7	4.4	42.8	51.9	0.8

注：[ ]は、全事業所のうち「メンタルヘルスケアに取り組んでいない事業所」の割合である。

第4図 メンタルヘルスケアに取り組んでいない理由（複数回答）



### 3 定期健康診断(※21)に関する事項

#### (1)定期健康診断の実施率

過去1年間に常用労働者に定期健康診断を実施した事業所の割合(実施率)は91.9%[23年調査91.2%]となっており、事業所規模別にみると、500人以上の規模で100%実施され、30~49人規模では96.8%、10~29人規模では89.4%となっている(第15表)。

#### (2)定期健康診断の受診率及び有所見率

過去1年間に定期健康診断を実施した事業所における常用労働者のうち、定期健康診断を受診した労働者の割合(受診率)は、81.5%となっており、そのうち、有所見者(※22)の割合(有所見率)は、41.7%となっている。

受診率について、事業所規模別にみると、30人以上のすべての規模で8割を超えている。(第15表)

第15表 定期健康診断の実施率、常用労働者の受診率及び有所見率

区 分	(単位：%)		
	事業所	常用労働者	
	実施率	受診率	有所見率
平成24年	91.9	81.5	41.7
(事業所規模)			
5,000人以上	100.0	87.8	45.4
1,000~ 4,999人	100.0	85.6	46.4
500~ 999人	100.0	82.6	46.8
300~ 499人	99.7	85.8	47.4
100~ 299人	99.5	83.9	45.9
50~ 99人	98.2	82.5	45.8
30~ 49人	96.8	80.9	38.0
10~ 29人	89.4	77.0	33.3
(産業)			
農業, 林業(林業に限る。)	98.2	88.7	52.8
鉱業, 採石業, 砂利採取業	95.4	89.6	57.6
建設業	95.1	91.6	39.4
製造業	92.9	90.6	46.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.6	63.3
情報通信業	98.8	85.2	42.8
運輸業, 郵便業	99.4	91.1	40.7
卸売業, 小売業	88.6	74.4	39.7
金融業, 保険業	99.3	87.1	41.7
不動産業, 物品賃貸業	90.5	88.4	40.0
学術研究, 専門・技術サービス業	95.3	88.7	45.5
宿泊業, 飲食サービス業	86.6	48.3	32.4
生活関連サービス業, 娯楽業	78.8	74.4	36.4
教育, 学習支援業	92.1	76.5	43.7
医療, 福祉	96.6	89.3	37.0
複合サービス事業	100.0	89.3	42.8
サービス業(他に分類されないもの)	94.0	74.8	44.3
平成23年	91.2	...	...
平成19年	86.2	81.2	39.6

注：実施率、受診率及び有所見率は次のように算出した。

$$\text{実施率 (\%)} = \frac{\text{定期健康診断を実施した事業所数}}{\text{全事業所数}} \times 100$$

$$\text{受診率 (\%)} = \frac{\text{受診者数}}{\text{定期健康診断を実施した事業所の常用労働者数}} \times 100$$

$$\text{有所見率 (\%)} = \frac{\text{有所見者数}}{\text{受診者数}} \times 100$$

### (3)就業形態別定期健康診断の実施状況

過去1年間の定期健康診断の就業形態別実施状況について、正社員がいる事業所のうち、正社員を対象にした定期健康診断を実施した事業所は93.5%となっている。

また、一般社員(※23)の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は72.8%となっている。一般社員の週所定労働時間の4分の3未満、2分の1以上働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は47.8%となっている。一般社員の週所定労働時間の2分の1未満働くパートタイム労働者がいる事業所のうち、これらのパートタイム労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は33.9%となっている。

さらに、派遣労働者がいる事業所のうち、派遣労働者を対象にした定期健康診断を実施した事業所は27.0%となっている。(第16表、第5図)

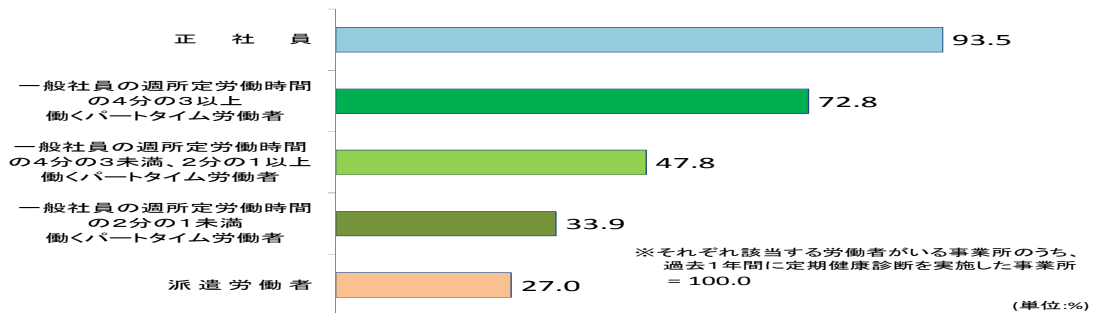
第16表 就業形態別定期健康診断の実施の有無別事業所割合

区分	事業所計	定期健康診断を実施した事業所計	正社員					契約社員					一般社員の週所定労働時間の4分の3以上働くパートタイム労働者				
			いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明			
平成24年(事業所規模)	100.0	91.9	96.6 (100.0)	(93.5)	(6.5)	3.4	0.0	33.2 (100.0)	(90.8)	(9.2)	66.6	0.2	55.5 (100.0)	(72.8)	(27.2)	44.2	0.3
5,000人以上	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	79.9 (100.0)	(92.9)	(7.1)	20.1	-	71.4 (100.0)	(95.9)	(4.1)	28.6	-
1,000~4,999人	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	86.3 (100.0)	(96.0)	(4.0)	13.7	-	71.6 (100.0)	(90.7)	(9.3)	28.4	-
500~999人	100.0	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(-)	-	-	81.4 (100.0)	(95.4)	(4.6)	18.6	0.0	72.7 (100.0)	(95.0)	(5.0)	27.2	0.0
300~499人	100.0	99.7	99.4 (100.0)	(99.7)	(0.3)	0.6	-	71.5 (100.0)	(95.0)	(5.0)	28.5	-	74.1 (100.0)	(91.1)	(8.9)	25.9	-
100~299人	100.0	99.5	99.8 (100.0)	(99.5)	(0.5)	0.2	-	66.6 (100.0)	(95.5)	(4.5)	33.3	0.1	68.6 (100.0)	(92.3)	(7.7)	31.4	-
50~99人	100.0	98.2	99.8 (100.0)	(98.3)	(1.7)	0.2	-	52.0 (100.0)	(93.9)	(6.1)	47.8	0.2	68.1 (100.0)	(89.4)	(10.6)	31.9	-
30~49人	100.0	96.8	99.6 (100.0)	(96.8)	(3.2)	0.4	-	43.5 (100.0)	(93.0)	(7.0)	56.4	0.0	59.8 (100.0)	(83.5)	(16.5)	40.0	0.3
10~29人	100.0	89.4	95.3 (100.0)	(91.7)	(8.3)	4.7	0.0	25.6 (100.0)	(88.1)	(11.9)	74.1	0.3	51.7 (100.0)	(65.2)	(34.8)	47.8	0.4

(単位:%)

一般社員の週所定労働時間の2分の1以上、4分の3未満働くパートタイム労働者					一般社員の週所定労働時間の2分の1未満働くパートタイム労働者					臨時・日雇労働者					派遣労働者				
いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明	いる	定期健康診断を実施した	を定期健康診断していない	不明				
																50.1 (100.0)	(47.8)	(52.2)	49.7
62.9 (100.0)	(56.1)	(43.9)	37.1	-	57.8 (100.0)	(40.0)	(60.0)	42.2	-	9.0 (100.0)*	(-)*	(100.0)*	91.0	-	85.2 (100.0)	(18.5)	(81.5)	14.8	-
62.1 (100.0)	(71.6)	(28.4)	37.9	-	47.4 (100.0)	(60.3)	(39.7)	52.6	-	14.9 (100.0)	(29.6)	(70.4)	85.1	-	82.6 (100.0)	(18.8)	(81.2)	17.2	0.2
64.0 (100.0)	(74.7)	(25.3)	36.0	0.0	53.0 (100.0)	(62.4)	(37.6)	46.9	0.0	10.5 (100.0)	(24.3)	(75.7)	89.5	0.0	69.8 (100.0)	(30.6)	(69.4)	30.2	0.0
59.6 (100.0)	(70.7)	(29.3)	40.3	0.0	47.7 (100.0)	(59.8)	(40.2)	52.2	0.0	9.0 (100.0)	(23.0)	(77.0)	91.0	-	65.9 (100.0)	(31.6)	(68.4)	34.1	0.0
60.8 (100.0)	(74.5)	(25.5)	39.2	-	49.1 (100.0)	(60.8)	(39.2)	50.7	0.2	7.7 (100.0)	(31.5)	(68.5)	92.0	0.3	46.9 (100.0)	(27.9)	(72.1)	52.8	0.3
58.5 (100.0)	(71.1)	(28.9)	41.4	0.1	44.3 (100.0)	(54.2)	(45.8)	54.8	0.8	6.5 (100.0)	(28.9)	(71.1)	92.6	0.8	31.2 (100.0)	(33.0)	(67.0)	68.0	0.7
53.7 (100.0)	(55.4)	(44.6)	46.3	0.0	41.7 (100.0)	(40.2)	(59.8)	58.3	0.1	7.1 (100.0)	(38.4)	(61.6)	92.9	-	20.2 (100.0)	(25.7)	(74.3)	79.8	0.0
47.4 (100.0)	(39.3)	(60.7)	52.4	0.3	39.1 (100.0)	(26.6)	(73.4)	60.7	0.3	4.7 (100.0)	(48.6)	(51.4)	95.0	0.3	6.8 (100.0)	(23.4)	(76.6)	92.9	0.3

第5図 就業形態別定期健康診断の実施状況



#### (4) 定期健康診断を実施していない理由について

正社員がいる事業所のうち、過去1年間に正社員を対象とした定期健康診断を実施しなかった事業所について、定期健康診断を実施しなかった理由(複数回答)をみると、「健康診断を実施する日程や時間がとれない(とりにくい)」(43.4%)が最も多く、次いで「健康診断を実施する費用がない(費用が高額である)」(34.6%)、「健康診断を実施する適当な健診機関や医療機関がない(見つからない)」(14.3%)となっている(第17表)。

第17表 正社員に定期健康診断を実施しなかった理由別事業所割合

(単位: %)

区分	正社員に定期健康診断を実施しなかった事業所計	実施しなかった理由(複数回答)						その他
		健康診断を実施する費用がない(費用が高額である)	健康診断を実施する適当な健診機関や医療機関がない(見つからない)	健康診断を実施する日程や時間がとれない(とりにくい)	健康診断に関する事務が負担である	健康診断を実施する必要性を感じない		
平成24年(事業所規模)	[6.5] 100.0	34.6	14.3	43.4	7.6	11.2	46.6	
5,000人以上	[-]	...	...	...	...	...	...	
1,000~4,999人	[-]	...	...	...	...	...	...	
500~999人	[-]	...	...	...	...	...	...	
300~499人	[0.3] 100.0 *	89.4 *	- *	- *	89.4 *	- *	10.6 *	
100~299人	[0.5] 100.0 *	23.1 *	- *	23.2 *	- *	- *	66.8 *	
50~99人	[1.7] 100.0	7.9	3.5	53.2	63.6	-	38.4	
30~49人	[3.2] 100.0	20.5	6.8	51.8	4.3	5.9	74.4	
10~29人	[8.3] 100.0	36.6	15.3	42.5	6.3	12.0	44.5	

注: [-]は、全事業所のうち「正社員に定期健康診断を実施しなかった事業所」の割合である。

## 4 がん検診、人間ドックに関する事項

### (1) がん検診の実施状況について

過去1年間にがん検診を実施した事業所は34.3%[19年調査29.3%]となっている。

がん検診の種類(複数回答)としては、大腸がん検診(68.8%)が最も多く、次いで胃がん検診(66.0%)、乳がん検診(64.3%)となっている(第18表)。

第18表 がん検診実施の有無及び種類別事業所割合

(単位: %)

区分	事業所計	がん検診を実施した	がん検診の種類(複数回答)							不明	がん検診を実施しなかった
			胃がん検診	肺がん検診	食道がん検診	大腸がん検診	乳がん検診	子宮がん検診	その他のがん検診		
平成24年(事業所規模)	100.0	34.3 (100.0)	(66.0)	(44.1)	...	(68.8)	(64.3)	(62.0)	(23.7)	(0.3)	65.7
5,000人以上	100.0	69.5 (100.0)	(86.8)	(56.8)	...	(72.3)	(75.3)	(76.1)	(45.9)	(-)	30.5
1,000~4,999人	100.0	82.7 (100.0)	(87.4)	(54.9)	...	(84.9)	(72.2)	(71.7)	(43.1)	(-)	17.3
500~999人	100.0	68.6 (100.0)	(81.3)	(54.6)	...	(84.2)	(70.9)	(71.7)	(42.6)	(-)	31.4
300~499人	100.0	59.7 (100.0)	(75.9)	(45.4)	...	(76.4)	(70.1)	(67.2)	(36.3)	(-)	40.3
100~299人	100.0	47.8 (100.0)	(69.8)	(40.9)	...	(72.4)	(61.0)	(60.3)	(31.3)	(0.3)	52.2
50~99人	100.0	42.7 (100.0)	(66.6)	(39.9)	...	(66.6)	(64.4)	(60.8)	(23.5)	(-)	57.3
30~49人	100.0	36.7 (100.0)	(63.1)	(42.8)	...	(66.3)	(63.4)	(64.5)	(25.3)	(-)	63.3
10~29人	100.0	31.2 (100.0)	(65.6)	(45.3)	...	(69.1)	(64.6)	(61.5)	(21.9)	(0.5)	68.8
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	31.7 (100.0)	(70.3)	(46.0)	...	(66.2)	(41.8)	(42.7)	(22.8)	(-)	68.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	32.8 (100.0)	(75.8)	(35.0)	...	(63.9)	(46.0)	(49.5)	(26.0)	(-)	67.2
建設業	100.0	27.1 (100.0)	(73.1)	(53.9)	...	(75.9)	(62.0)	(59.9)	(21.1)	(-)	72.9
製造業	100.0	33.4 (100.0)	(66.3)	(39.7)	...	(70.5)	(50.9)	(49.1)	(21.8)	(-)	66.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	65.6 (100.0)	(82.7)	(47.2)	...	(81.6)	(50.5)	(48.4)	(33.2)	(-)	34.4
情報通信業	100.0	48.8 (100.0)	(47.2)	(36.7)	...	(66.4)	(62.6)	(63.7)	(22.1)	(6.0)	51.2
運輸業、郵便業	100.0	41.5 (100.0)	(65.5)	(39.7)	...	(89.6)	(48.5)	(45.0)	(23.1)	(0.8)	58.5
卸売業、小売業	100.0	29.4 (100.0)	(62.6)	(36.3)	...	(70.7)	(66.2)	(59.3)	(17.4)	(-)	70.6
金融業、保険業	100.0	57.3 (100.0)	(79.3)	(58.1)	...	(77.6)	(73.0)	(72.1)	(40.3)	(-)	42.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	33.7 (100.0)	(61.2)	(44.4)	...	(59.7)	(76.4)	(74.9)	(24.2)	(-)	66.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	43.8 (100.0)	(69.6)	(48.9)	...	(68.6)	(77.0)	(82.2)	(26.2)	(-)	56.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	27.5 (100.0)	(64.5)	(48.4)	...	(58.1)	(58.9)	(58.8)	(29.9)	(-)	72.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	30.6 (100.0)	(59.5)	(47.2)	...	(53.5)	(84.1)	(84.3)	(18.8)	(-)	69.4
教育、学習支援業	100.0	34.7 (100.0)	(70.5)	(45.5)	...	(56.5)	(53.4)	(61.0)	(18.9)	(2.3)	65.3
医療、福祉	100.0	38.4 (100.0)	(66.8)	(49.3)	...	(58.5)	(75.2)	(73.4)	(23.7)	(0.2)	61.6
複合サービス事業	100.0	56.9 (100.0)	(68.7)	(60.2)	...	(76.9)	(67.3)	(66.0)	(43.3)	(-)	43.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	38.5 (100.0)	(67.1)	(41.2)	...	(67.7)	(73.7)	(69.2)	(24.6)	(-)	61.5
平成19年	100.0	29.3 (100.0)	(60.1)	(34.6)	(15.2)	(61.7)	(55.3)	(57.4)	(8.8)	(0.4)	70.7

## (2)人間ドックの実施状況

過去1年間に人間ドックを実施した事業所は 28.1%となっている。

人間ドックの実施にあたり年齢制限を設けた事業所は、「35歳以上」(37.3%)が最も多く、次いで「40歳以上」(26.1%)、「制限なし」(22.4%)となっている。(第19表)

第19表 人間ドック実施の有無、受診者の年齢制限の有無及び年齢制限階級別事業所割合

区分	事業所計	受診者の年齢制限									人間ドックを実施しなかった
		人間ドックを実施した	制限なし	30歳以上	35歳以上	40歳以上	45歳以上	50歳以上	不明		
<b>平成24年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>28.1</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(22.4)</b>	<b>(8.8)</b>	<b>(37.3)</b>	<b>(26.1)</b>	<b>(2.5)</b>	<b>(2.8)</b>	<b>(0.0)</b>	<b>71.9</b>
5,000人以上	100.0	82.4	(100.0)	(23.0)	(11.6)	(37.3)	(26.4)	(-)	(1.6)	(-)	17.6
1,000～4,999人	100.0	70.4	(100.0)	(23.0)	(13.8)	(45.2)	(17.0)	(0.5)	(0.5)	(-)	29.6
500～999人	100.0	66.3	(100.0)	(20.3)	(15.2)	(40.4)	(21.6)	(0.5)	(2.1)	(-)	33.7
300～499人	100.0	56.9	(100.0)	(22.9)	(14.8)	(36.5)	(22.7)	(0.7)	(2.3)	(-)	43.1
100～299人	100.0	45.7	(100.0)	(20.8)	(12.5)	(37.3)	(26.2)	(1.0)	(2.1)	(0.0)	54.3
50～99人	100.0	35.0	(100.0)	(26.1)	(9.0)	(34.9)	(27.0)	(1.0)	(1.9)	(-)	65.0
30～49人	100.0	30.3	(100.0)	(21.0)	(12.8)	(36.8)	(22.6)	(2.8)	(4.1)	(-)	69.7
10～29人	100.0	24.9	(100.0)	(22.3)	(7.1)	(37.9)	(27.0)	(3.0)	(2.7)	(-)	75.1
(産業)											
農業、林業(林業に限る。)	100.0	14.1	(100.0)	(37.4)	(1.1)	(27.5)	(24.8)	(6.5)	(2.7)	(-)	85.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	16.8	(100.0)	(41.0)	(-)	(45.1)	(11.6)	(-)	(2.3)	(-)	83.2
建設業	100.0	23.8	(100.0)	(32.3)	(10.6)	(24.5)	(27.9)	(4.1)	(0.6)	(-)	76.2
製造業	100.0	20.7	(100.0)	(29.7)	(5.4)	(37.4)	(19.9)	(2.5)	(5.0)	(0.0)	79.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.0	(100.0)	(48.8)	(1.9)	(40.5)	(7.8)	(1.0)	(-)	(-)	40.0
情報通信業	100.0	57.2	(100.0)	(13.9)	(10.5)	(46.4)	(24.6)	(0.2)	(4.5)	(-)	42.8
運輸業、郵便業	100.0	34.8	(100.0)	(17.3)	(7.9)	(57.5)	(15.5)	(0.3)	(1.6)	(-)	65.2
卸売業、小売業	100.0	29.8	(100.0)	(17.9)	(3.4)	(38.6)	(36.2)	(1.8)	(2.2)	(-)	70.2
金融業、保険業	100.0	81.0	(100.0)	(16.4)	(22.9)	(42.6)	(15.3)	(1.1)	(1.6)	(-)	19.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	35.1	(100.0)	(18.2)	(11.3)	(44.7)	(22.6)	(3.3)	(-)	(-)	64.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	40.2	(100.0)	(30.0)	(4.9)	(37.4)	(18.8)	(2.2)	(6.7)	(-)	59.8
宿泊業、飲食サービス業	100.0	17.5	(100.0)	(13.5)	(13.0)	(22.0)	(40.3)	(5.5)	(5.7)	(-)	82.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	19.3	(100.0)	(37.8)	(3.5)	(21.9)	(22.7)	(11.1)	(3.0)	(-)	80.7
教育、学習支援業	100.0	31.7	(100.0)	(33.8)	(3.1)	(40.5)	(17.6)	(2.5)	(2.5)	(-)	68.3
医療、福祉	100.0	11.9	(100.0)	(45.0)	(6.4)	(28.1)	(19.4)	(-)	(1.1)	(-)	88.1
複合サービス事業	100.0	73.4	(100.0)	(19.2)	(39.9)	(27.6)	(12.1)	(-)	(1.2)	(-)	26.6
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	29.3	(100.0)	(22.2)	(2.8)	(34.6)	(31.3)	(5.8)	(3.3)	(-)	70.7

## (3)がん検診又は人間ドックの結果の把握について

過去1年間に実施したがん検診又は人間ドックの結果を把握している事業所は 59.2%となっている(第20表)。

第20表 がん検診又は人間ドックの診断結果把握の有無別事業所割合

区分	がん検診又は人間ドックを実施した事業所計	診断結果把握の有無		
		診断結果を把握している	診断結果を把握していない	不明
<b>平成24年</b> (事業所規模)	<b>100.0</b>	<b>59.2</b>	<b>40.7</b>	<b>0.1</b>
5,000人以上	100.0	71.0	29.0	-
1,000～4,999人	100.0	56.4	43.4	0.2
500～999人	100.0	59.3	40.3	0.3
300～499人	100.0	60.2	39.8	-
100～299人	100.0	55.7	44.1	0.2
50～99人	100.0	66.5	33.4	0.0
30～49人	100.0	59.4	40.2	0.3
10～29人	100.0	58.2	41.7	0.1
(産業)				
農業、林業(林業に限る。)	100.0	65.6	34.4	-
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.6	36.4	-
建設業	100.0	67.1	32.9	-
製造業	100.0	65.8	34.0	0.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.8	50.8	0.3
情報通信業	100.0	73.7	26.2	0.0
運輸業、郵便業	100.0	74.9	25.1	-
卸売業、小売業	100.0	50.1	49.7	0.2
金融業、保険業	100.0	55.9	43.5	0.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	63.0	37.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	62.5	37.5	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	45.2	54.8	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.1	44.9	-
教育、学習支援業	100.0	66.4	33.5	0.1
医療、福祉	100.0	64.3	35.7	-
複合サービス事業	100.0	55.3	44.7	-
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	60.2	39.8	0.0

### 5 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は81.8%[19年調査75.5%]となっている。

事業所規模別にみると、規模の大きい事業所ほどその割合が高く、50人以上のすべての規模で9割を超えており、10～29人規模の事業所でも77.9%となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(96.3%)が最も高く、次いで「教育、学習支援業」(94.8%)、「金融業、保険業」(94.7%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(93.2%)、「複合サービス事業」(92.7%)となっている。

受動喫煙防止対策の取組内容(単一回答)としては、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている。」(37.9%)が最も多く、次いで「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙にしている」(23.7%)となっている。なお、「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている(※24)」は13.4%となっている。

また、同取組内容(複数回答)としては、「喫煙室(※25)又は喫煙コーナー(※26)にたばこの煙を排気する装置(換気扇)等(※27)を設置している」(29.7%)が最も多く、次いで「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等(※28)を設置している」(12.8%)となっている。

(第21表)

第21表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	取組内容(単一回答)										取組内容(複数回答)										受動喫煙防止対策に取り組んでいない
		敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている	禁煙可能な建物内(食堂、休憩室等)を禁煙にしている	事業所内を禁煙にしている	設けられた喫煙場所(喫煙室)を禁煙にしている	事業所の内部に開放された喫煙場所(喫煙コーナー)を禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	禁煙にしている	
平成24年(事業所規模)	100.0	81.8	(100.0)	(13.4)	(37.9)	...	(23.7)	(20.2)	(1.3)	(1.5)	(1.8)	(29.7)	(12.8)	(0.8)	(0.9)	(11.4)	(2.6)	(0.9)	(8.7)	(53.4)	18.2	
5,000人以上	100.0	100.0	(100.0)	(2.2)	(15.5)	...	(79.4)	(2.9)	(-)	(-)	(-)	(71.1)	(42.9)	(20.9)	(21.3)	(36.5)	(23.9)	(11.7)	(11.1)	(9.3)	-	
1,000～4,999人	100.0	97.7	(100.0)	(12.1)	(15.6)	...	(63.6)	(7.6)	(0.4)	(0.2)	(0.5)	(60.6)	(40.7)	(17.3)	(11.1)	(45.5)	(20.6)	(10.6)	(9.6)	(20.8)	2.3	
500～999人	100.0	97.3	(100.0)	(12.3)	(17.0)	...	(56.6)	(13.1)	(0.6)	(0.2)	(0.3)	(58.4)	(37.7)	(10.5)	(8.1)	(31.5)	(14.0)	(6.5)	(7.5)	(20.0)	2.7	
300～499人	100.0	98.0	(100.0)	(11.8)	(21.3)	...	(49.8)	(16.6)	(0.1)	(-)	(0.5)	(52.3)	(33.3)	(4.7)	(4.5)	(25.8)	(8.8)	(3.5)	(7.0)	(26.8)	2.0	
100～299人	100.0	93.8	(100.0)	(8.5)	(28.3)	...	(43.5)	(17.7)	(0.9)	(0.5)	(0.7)	(42.6)	(26.9)	(2.9)	(2.9)	(15.4)	(5.0)	(8.9)	(36.9)	6.2		
50～99人	100.0	93.4	(100.0)	(11.1)	(29.9)	...	(32.9)	(23.6)	(1.1)	(0.5)	(0.9)	(35.4)	(18.7)	(1.5)	(1.2)	(15.4)	(1.6)	(2.0)	(10.5)	(40.9)	6.6	
30～49人	100.0	87.7	(100.0)	(9.4)	(37.8)	...	(24.8)	(21.9)	(1.1)	(2.2)	(2.8)	(34.0)	(15.2)	(1.4)	(1.1)	(8.7)	(1.7)	(0.5)	(11.4)	(49.0)	12.3	
10～29人	100.0	77.9	(100.0)	(15.2)	(40.4)	...	(19.7)	(19.7)	(1.5)	(1.7)	(1.9)	(26.2)	(9.6)	(0.2)	(0.5)	(10.6)	(2.6)	(0.5)	(7.8)	(58.4)	22.1	
(産業)																						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	70.4	(100.0)	(3.2)	(48.6)	...	(16.5)	(23.8)	(2.7)	(3.9)	(1.3)	(21.4)	(3.8)	(1.0)	(-)	(11.2)	(-)	(-)	(9.4)	(58.6)	29.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	59.0	(100.0)	(4.9)	(44.9)	...	(22.8)	(21.7)	(4.6)	(-)	(1.0)	(22.3)	(12.0)	(-)	(1.0)	(15.2)	(1.3)	(-)	(5.5)	(55.1)	41.0	
建設業	100.0	68.4	(100.0)	(3.4)	(53.8)	...	(21.2)	(19.1)	(0.2)	(-)	(2.3)	(28.1)	(14.2)	(0.4)	(0.5)	(9.1)	(2.2)	(0.8)	(15.1)	(46.1)	31.6	
製造業	100.0	76.0	(100.0)	(3.7)	(28.0)	...	(32.4)	(31.8)	(1.5)	(1.2)	(1.4)	(40.9)	(14.1)	(1.0)	(0.6)	(9.4)	(2.1)	(1.0)	(9.4)	(43.4)	24.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	96.3	(100.0)	(3.2)	(22.8)	...	(62.9)	(9.8)	(0.6)	(-)	(0.6)	(59.0)	(44.1)	(19.1)	(18.9)	(47.2)	(28.3)	(19.5)	(6.8)	(22.1)	3.7	
情報通信業	100.0	89.2	(100.0)	(10.0)	(49.2)	...	(30.7)	(9.9)	(-)	(-)	(0.1)	(27.4)	(26.3)	(2.7)	(1.8)	(11.0)	(2.0)	(1.8)	(5.7)	(56.9)	10.8	
運輸業、郵便業	100.0	90.6	(100.0)	(1.3)	(41.3)	...	(27.4)	(24.7)	(1.1)	(3.5)	(0.6)	(38.9)	(12.3)	(0.6)	(0.8)	(24.8)	(1.1)	(0.5)	(20.5)	(30.6)	9.4	
卸売業、小売業	100.0	84.4	(100.0)	(12.0)	(40.7)	...	(23.4)	(17.0)	(2.5)	(0.6)	(3.8)	(36.5)	(14.8)	(0.3)	(0.2)	(13.8)	(4.5)	(0.2)	(4.1)	(52.1)	15.6	
金融業、保険業	100.0	94.7	(100.0)	(8.0)	(35.2)	...	(33.0)	(22.8)	(0.1)	(0.7)	(0.3)	(36.0)	(20.0)	(3.8)	(5.6)	(18.1)	(5.6)	(4.9)	(5.7)	(46.7)	5.3	
不動産業、物品賃貸業	100.0	89.4	(100.0)	(11.9)	(34.8)	...	(33.4)	(18.0)	(0.3)	(1.5)	(0.1)	(29.0)	(17.6)	(0.5)	(1.9)	(7.9)	(1.6)	(0.1)	(6.9)	(53.6)	10.6	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	93.2	(100.0)	(12.4)	(37.5)	...	(34.8)	(15.1)	(-)	(0.2)	(-)	(35.6)	(21.8)	(2.5)	(1.5)	(9.4)	(1.3)	(0.6)	(6.1)	(52.6)	6.8	
宿泊業、飲食サービス業	100.0	69.5	(100.0)	(12.4)	(30.5)	...	(18.9)	(27.9)	(1.6)	(7.6)	(1.2)	(17.6)	(5.5)	(0.5)	(0.2)	(7.5)	(2.6)	(2.2)	(11.0)	(64.2)	30.5	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	75.1	(100.0)	(13.6)	(24.3)	...	(22.9)	(29.8)	(3.2)	(2.2)	(4.0)	(25.5)	(15.7)	(0.8)	(1.0)	(0.8)	(0.0)	(0.6)	(10.7)	(58.8)	24.9	
教育、学習支援業	100.0	94.8	(100.0)	(44.9)	(29.7)	...	(14.5)	(9.0)	(-)	(-)	(1.8)	(14.1)	(4.3)	(0.1)	(0.4)	(8.4)	(1.1)	(1.8)	(6.3)	(71.9)	5.2	
医療、福祉	100.0	89.8	(100.0)	(39.8)	(46.2)	...	(7.8)	(6.1)	(-)	(-)	(0.1)	(7.5)	(3.6)	(0.1)	(0.2)	(7.5)	(1.1)	(0.6)	(7.2)	(76.6)	10.2	
複合サービス事業	100.0	92.7	(100.0)	(5.6)	(41.3)	...	(26.8)	(26.0)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(23.5)	(9.0)	(0.3)	(0.1)	(7.0)	(1.7)	(0.5)	(7.2)	(58.8)	7.3	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.0	(100.0)	(13.5)	(36.2)	...	(25.8)	(21.3)	(1.2)	(0.1)	(1.8)	(31.8)	(14.5)	(1.0)	(2.2)	(9.4)	(1.3)	(1.9)	(9.9)	(47.3)	17.0	
平成19年	100.0	75.5	(100.0)	...	...	(24.4)	(37.0)	(50.2)	(32.5)	(6.0)	...	(19.5)	(11.3)	(1.7)	(2.4)	(8.4)	(1.8)	(0.5)	(3.0)	(0.0)	24.5	

注：1) 取組内容(複数回答)の「無回答」は不明のものを表す。

2) 取組内容は、平成19年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。

さらに、職場の受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は48.2%となっている。その問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が34.9%と最も多く、次いで「喫煙室を設けるスペースがない」(28.3%)、「受動喫煙に対する喫煙者の理解が得られない」(24.6%)、「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」(23.9%)、「喫煙室を設けるための資金がない」(17.2%)となっている(第22表)。

第22表 受動喫煙防止対策の問題の有無及び問題の内容別事業所割合

(単位：%)

区分	事業所計	問題がある	問題の内容(2つ以内の複数回答)										特に問題がない	不明
			受動喫煙者への理解が得られない	喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である	顧客に喫煙をやめさせるのが困難である	喫煙室を設けるスペースがない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない	喫煙室を設けるための資金がない		
平成24年 (事業所規模)	100.0	48.2	(100.0)	(24.6)	(23.9)	(34.9)	(28.3)	(17.2)	(7.4)	(2.2)	(4.4)	(7.1)	45.3	6.5
5,000人以上	100.0	68.5	(100.0)	(40.7)	(51.7)	(12.3)	(5.6)	(7.0)	(5.9)	(1.7)	(-)	(20.9)	31.5	-
1,000～4,999人	100.0	58.4	(100.0)	(36.6)	(49.4)	(23.1)	(13.4)	(6.0)	(9.7)	(0.4)	(-)	(8.7)	40.4	1.2
500～999人	100.0	55.7	(100.0)	(34.6)	(50.4)	(23.1)	(10.7)	(6.1)	(6.4)	(1.1)	(2.2)	(8.5)	41.2	3.1
300～499人	100.0	57.5	(100.0)	(30.5)	(46.6)	(26.4)	(13.9)	(11.9)	(6.9)	(2.1)	(0.2)	(5.6)	39.1	3.4
100～299人	100.0	52.3	(100.0)	(26.8)	(41.0)	(29.9)	(19.4)	(9.9)	(8.9)	(1.3)	(1.6)	(5.0)	44.2	3.5
50～99人	100.0	51.4	(100.0)	(27.8)	(33.0)	(25.6)	(28.2)	(13.4)	(8.2)	(1.5)	(1.6)	(3.7)	44.4	4.2
30～49人	100.0	51.9	(100.0)	(21.9)	(34.0)	(34.6)	(27.6)	(14.8)	(7.2)	(2.2)	(2.8)	(5.3)	43.2	4.9
10～29人	100.0	46.7	(100.0)	(24.4)	(18.4)	(37.0)	(29.4)	(19.0)	(7.2)	(2.4)	(5.4)	(8.2)	46.0	7.4
(産業)														
農業、林業(林業に限る。)	100.0	48.0	(100.0)	(31.0)	(32.5)	(32.6)	(16.8)	(5.9)	(8.2)	(0.8)	(12.3)	(1.0)	45.3	6.7
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	51.1	(100.0)	(47.7)	(19.5)	(24.5)	(23.4)	(15.0)	(1.6)	(2.3)	(11.7)	(7.9)	43.1	5.8
建設業	100.0	48.6	(100.0)	(38.8)	(27.2)	(30.7)	(26.9)	(5.8)	(8.1)	(0.1)	(5.9)	(9.7)	46.2	5.2
製造業	100.0	55.0	(100.0)	(28.6)	(24.0)	(32.0)	(24.7)	(19.0)	(7.4)	(3.4)	(8.1)	(4.0)	40.4	4.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.3	(100.0)	(28.7)	(62.2)	(7.6)	(13.5)	(5.6)	(7.2)	(-)	(2.1)	(6.9)	49.1	10.5
情報通信業	100.0	44.3	(100.0)	(26.9)	(49.9)	(16.2)	(22.3)	(12.4)	(8.1)	(0.6)	(1.6)	(4.4)	54.5	1.2
運輸業、郵便業	100.0	59.3	(100.0)	(23.0)	(34.6)	(18.4)	(37.4)	(31.0)	(7.3)	(0.0)	(-)	(2.1)	36.2	4.5
卸売業、小売業	100.0	46.4	(100.0)	(24.3)	(23.8)	(33.1)	(24.1)	(17.2)	(5.4)	(1.2)	(4.3)	(11.9)	41.8	11.8
金融業、保険業	100.0	48.4	(100.0)	(20.8)	(36.0)	(14.0)	(31.9)	(14.6)	(15.6)	(1.3)	(1.1)	(6.0)	49.2	2.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	42.4	(100.0)	(28.3)	(21.1)	(31.4)	(27.2)	(4.3)	(7.3)	(-)	(9.3)	(3.8)	51.8	5.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.1	(100.0)	(21.9)	(31.3)	(25.1)	(30.4)	(13.5)	(7.0)	(3.2)	(5.3)	(3.9)	63.3	1.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	51.2	(100.0)	(13.2)	(5.9)	(63.4)	(33.6)	(15.7)	(5.7)	(2.2)	(0.9)	(8.4)	42.1	6.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	59.8	(100.0)	(27.1)	(20.7)	(56.7)	(24.9)	(22.6)	(4.0)	(6.6)	(6.3)	(0.3)	35.3	4.9
教育、学習支援業	100.0	20.6	(100.0)	(18.4)	(36.0)	(27.2)	(33.9)	(17.9)	(3.1)	(0.7)	(14.0)	(2.9)	75.4	4.0
医療、福祉	100.0	39.7	(100.0)	(23.6)	(21.9)	(35.0)	(28.2)	(14.9)	(11.8)	(6.0)	(5.8)	(5.4)	56.1	4.2
複合サービス事業	100.0	54.3	(100.0)	(23.3)	(26.2)	(24.8)	(28.1)	(18.3)	(9.1)	(3.1)	(2.3)	(7.8)	42.9	2.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	47.0	(100.0)	(24.8)	(26.5)	(23.7)	(34.4)	(17.1)	(10.9)	(2.0)	(2.3)	(9.1)	47.6	5.5
平成23年	100.0	34.4	(100.0)	(30.2)	(41.1)	(37.9)	...	(20.6)	...	...	...	(12.8)	63.6	1.9

注：問題の内容は、平成23年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。



## 6 腰痛予防対策に関する事項

腰痛予防対策に取り組んでいる事業所の割合は 40.6%となっており、産業別にみると「運輸業、郵便業」(63.3%)、「医療、福祉」(54.4%)が高くなっている。

その取組内容(複数回答)をみると、「作業方法等の改善」が 51.7%と最も多く、次いで「健康診断の実施」(48.5%)、「作業環境の改善」(31.7%)となっている。(第 23 表)

第23表 腰痛予防対策の取組の有無及び腰痛予防対策の内容別事業所割合

区分	事業所計	取り組んでいる	取組内容(複数回答)							取り組んでいない	不明	
			重量物の取扱い作業の自動化・省力化	休憩設備の確保・改善	作業環境の改善	作業方法等の改善	健康診断の実施	腰痛予防体操の実施	その他			
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>40.6</b>	<b>(100.0)</b>	<b>(26.3)</b>	<b>(23.5)</b>	<b>(31.7)</b>	<b>(51.7)</b>	<b>(48.5)</b>	<b>(18.3)</b>	<b>(6.1)</b>	<b>55.6</b>	<b>3.8</b>
(事業所規模)												
5,000人以上	100.0	61.7	(100.0)	(58.4)	(36.0)	(60.9)	(73.4)	(35.2)	(37.7)	(19.9)	38.3	-
1,000～4,999人	100.0	59.9	(100.0)	(57.0)	(31.8)	(53.1)	(69.9)	(37.2)	(36.9)	(10.4)	39.6	0.5
500～999人	100.0	57.8	(100.0)	(45.6)	(29.7)	(45.1)	(59.1)	(37.1)	(34.5)	(11.5)	41.6	0.6
300～499人	100.0	63.3	(100.0)	(35.2)	(23.3)	(41.8)	(55.5)	(40.6)	(23.8)	(11.2)	34.6	2.1
100～299人	100.0	56.6	(100.0)	(30.2)	(22.9)	(34.6)	(57.9)	(39.6)	(30.8)	(14.0)	41.5	1.8
50～99人	100.0	53.2	(100.0)	(27.1)	(22.0)	(30.1)	(54.1)	(45.5)	(25.6)	(8.5)	46.1	0.7
30～49人	100.0	43.0	(100.0)	(23.2)	(25.7)	(32.6)	(58.3)	(46.8)	(16.3)	(3.8)	54.2	2.8
10～29人	100.0	37.0	(100.0)	(26.0)	(23.3)	(31.2)	(48.8)	(50.7)	(15.8)	(5.3)	58.4	4.6
(産業)												
農業、林業(林業に限る。)	100.0	26.8	(100.0)	(16.7)	(13.6)	(25.5)	(44.5)	(49.3)	(15.3)	(6.5)	68.8	4.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	36.3	(100.0)	(36.3)	(17.7)	(34.4)	(49.9)	(46.5)	(13.1)	(1.7)	61.2	2.5
建設業	100.0	39.6	(100.0)	(33.3)	(7.6)	(24.4)	(49.7)	(47.6)	(17.7)	(5.7)	52.1	8.3
製造業	100.0	51.6	(100.0)	(47.6)	(24.0)	(41.1)	(61.1)	(30.6)	(15.9)	(5.5)	45.8	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	53.1	(100.0)	(11.7)	(23.1)	(34.9)	(48.7)	(36.0)	(35.6)	(15.8)	46.1	0.8
情報通信業	100.0	19.6	(100.0)	(6.0)	(11.9)	(18.2)	(28.7)	(63.8)	(6.1)	(2.6)	76.8	3.7
運輸業、郵便業	100.0	63.3	(100.0)	(24.3)	(27.7)	(30.7)	(41.7)	(57.5)	(43.5)	(3.8)	36.1	0.7
卸売業、小売業	100.0	41.1	(100.0)	(25.1)	(28.4)	(34.1)	(60.8)	(53.9)	(9.9)	(1.9)	52.6	6.4
金融業、保険業	100.0	20.1	(100.0)	(2.1)	(19.8)	(6.8)	(12.3)	(64.5)	(15.3)	(22.4)	77.7	2.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	22.1	(100.0)	(4.8)	(12.6)	(35.1)	(34.8)	(42.8)	(33.8)	(1.7)	71.9	5.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	25.9	(100.0)	(14.9)	(20.8)	(23.0)	(27.4)	(42.1)	(24.2)	(14.8)	74.0	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	26.6	(100.0)	(18.5)	(30.0)	(37.2)	(54.1)	(50.8)	(1.3)	(4.9)	70.7	2.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.0	(100.0)	(28.6)	(7.9)	(28.2)	(58.4)	(50.5)	(11.6)	(0.2)	55.0	2.0
教育、学習支援業	100.0	14.1	(100.0)	(4.0)	(14.8)	(8.9)	(20.1)	(47.2)	(10.8)	(26.6)	83.1	2.8
医療、福祉	100.0	54.4	(100.0)	(16.2)	(28.1)	(29.8)	(46.2)	(47.2)	(29.8)	(12.3)	43.6	2.0
複合サービス事業	100.0	18.9	(100.0)	(1.0)	(14.2)	(22.3)	(18.0)	(77.3)	(7.8)	(5.9)	78.8	2.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.5	(100.0)	(18.2)	(16.5)	(21.6)	(42.9)	(54.6)	(20.9)	(13.9)	55.6	3.0
平成19年	100.0	40.1	...	...	...	...	...	...	...	...	59.9	-

注：1) 「事業所計」には腰痛対策の取組の有無不明が含まれる。  
2) 取組内容は、平成19年調査とは異なっており、比較はできない。

## 7 熱中症予防対策に関する事項

熱中症予防に暑さ指数(※32)を計測している事業所について、「暑さ指数を計測して、暑さ指数の低減に努めている(※33)」(10.0%)、「暑さ指数を計測して、労働者に通知している(※34)」(4.4%)をあわせ、暑さ指数を計測している事業所の割合は 14.4%となっている(第 24 表)。

第24表 暑さ指数の計測の有無別事業所割合

区分	事業所計	暑さ指数を計測している			計測していない	不明
		暑さ指数を計測している(①+②)	暑さ指数を計測して、暑さ指数の低減に努めている①	暑さ指数を計測して、労働者に通知している②		
<b>平成24年</b>	<b>100.0</b>	<b>14.4</b>	<b>10.0</b>	<b>4.4</b>	<b>81.2</b>	<b>4.4</b>
(事業所規模)						
5,000人以上	100.0	37.9	30.6	7.3	62.1	-
1,000～4,999人	100.0	36.9	29.6	7.3	62.6	0.5
500～999人	100.0	25.0	18.9	6.1	73.6	1.4
300～499人	100.0	25.9	18.3	7.6	71.7	2.4
100～299人	100.0	19.9	13.4	6.5	78.4	1.7
50～99人	100.0	17.7	12.3	5.4	81.3	1.0
30～49人	100.0	14.0	10.3	3.7	83.6	2.5
10～29人	100.0	13.4	9.2	4.2	81.1	5.4
(産業)						
農業、林業(林業に限る。)	100.0	7.8	2.0	5.8	88.8	3.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	17.2	5.9	11.3	81.7	1.2
建設業	100.0	28.8	13.5	15.3	68.3	2.9
製造業	100.0	17.9	13.2	4.7	79.0	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	23.5	13.2	10.3	74.9	1.6
情報通信業	100.0	12.8	8.3	4.5	84.3	2.9
運輸業、郵便業	100.0	6.9	3.9	3.0	92.6	0.5
卸売業、小売業	100.0	13.2	11.0	2.2	76.9	9.9
金融業、保険業	100.0	9.3	6.7	2.6	88.6	2.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	9.0	5.2	3.8	87.4	3.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.4	8.7	3.7	87.5	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.9	8.8	2.1	85.9	3.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	16.1	10.5	5.6	81.9	2.0
教育、学習支援業	100.0	12.2	9.2	3.0	84.6	3.2
医療、福祉	100.0	15.1	10.0	5.1	82.8	2.1
複合サービス事業	100.0	5.9	2.5	3.4	92.9	1.3
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.6	9.4	5.2	82.0	3.4



【労働者調査】

1 精神的ストレス等に関する事項

(1)仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレスについて「相談できる人がいる」とする労働者の割合は90.0%[19年調査89.7%]となっており、女性(93.4%)の方が男性(87.2%)より高くなっている。

「相談できる人がいる」労働者が挙げた相談相手(複数回答)は、「家族・友人」(86.7%)が最も多く、次いで「上司・同僚」(73.5%)となっている。(第27表)

第27表 相談できる人の有無及び相談相手別労働者割合

区分	労働者計	相談相手(複数回答)										不明	
		相談できる人がいる	上司・同僚	家族・友人	産業医	産業の医師以外	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他	人は相談できない		
平成24年	100.0	90.0	(100.0)	(73.5)	(86.7)	(8.3)	(5.2)	(4.8)	(2.5)	(4.3)	(4.7)	10.0	-
男性	100.0	87.2	(100.0)	(74.8)	(82.8)	(11.0)	(6.1)	(5.2)	(3.0)	(4.7)	(4.5)	12.8	-
女性	100.0	93.4	(100.0)	(72.0)	(91.3)	(5.2)	(4.2)	(4.4)	(2.0)	(3.9)	(4.9)	6.6	-
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	94.3	(100.0)	(71.2)	(97.1)	(0.6)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(0.9)	(2.3)	5.7	-
20～29歳	100.0	94.0	(100.0)	(73.3)	(93.6)	(4.0)	(3.0)	(2.2)	(1.3)	(3.9)	(4.5)	6.0	-
30～39歳	100.0	92.9	(100.0)	(79.0)	(90.5)	(7.5)	(2.9)	(3.1)	(1.9)	(3.5)	(2.4)	7.1	-
40～49歳	100.0	90.8	(100.0)	(73.7)	(83.0)	(10.4)	(5.3)	(5.3)	(1.7)	(4.3)	(4.1)	9.2	-
50～59歳	100.0	86.4	(100.0)	(69.5)	(83.3)	(10.3)	(7.3)	(7.9)	(4.6)	(5.3)	(6.6)	13.6	-
60～64歳	100.0	78.7	(100.0)	(63.8)	(76.8)	(8.3)	(5.5)	(6.6)	(2.5)	(2.1)	(6.4)	21.3	-
65歳以上	100.0	71.7	(100.0)	(56.0)	(67.0)	(16.4)	(40.4)	(16.8)	(16.1)	(16.2)	(25.7)	28.3	-
平成19年	100.0	89.7	(100.0)	(65.5)	(85.6)	(3.3)	(2.7)	(2.1)	(0.8)	(1.5)	(2.9)	8.8	1.4

また、相談の有無について、「実際に相談した人がいる」労働者の割合は73.8%となっており、実際に相談した相手(複数回答)としては「家族・友人」が82.1%と最も多く、次いで「上司・同僚」(66.9%)となっている(第28表)。

第28表 ストレスを実際に相談した人の有無及び相談相手別労働者割合

区分	労働者計	実際に相談した人がいる	実際に相談した相手(複数回答)									実際には相談しなかった
			上司・同僚	家族・友人	産業医	産業の医師以外	保健師又は看護師	衛生管理者又は衛生推進者等	カウンセラー等	その他		
平成24年	100.0	73.8	(100.0)	(66.9)	(82.1)	(3.2)	(3.9)	(3.0)	(1.2)	(2.4)	(3.7)	26.2
男性	100.0	65.8	(100.0)	(67.2)	(76.9)	(4.1)	(4.6)	(2.9)	(0.9)	(1.9)	(3.3)	34.2
女性	100.0	83.7	(100.0)	(66.6)	(87.3)	(2.2)	(3.1)	(3.1)	(1.5)	(2.8)	(4.1)	16.3
(年齢階級)												
20歳未満	100.0	87.1	(100.0)	(67.2)	(95.1)	(-)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(1.8)	12.9
20～29歳	100.0	78.9	(100.0)	(67.4)	(88.0)	(0.9)	(1.9)	(1.1)	(0.5)	(1.9)	(3.9)	21.1
30～39歳	100.0	79.1	(100.0)	(72.5)	(86.1)	(1.5)	(1.6)	(1.5)	(0.8)	(2.0)	(1.8)	20.9
40～49歳	100.0	74.7	(100.0)	(69.5)	(77.6)	(3.4)	(3.7)	(3.5)	(0.1)	(1.5)	(3.0)	25.3
50～59歳	100.0	67.4	(100.0)	(58.5)	(79.8)	(6.0)	(5.3)	(4.3)	(2.0)	(3.2)	(5.8)	32.6
60～64歳	100.0	53.0	(100.0)	(48.7)	(72.0)	(4.4)	(4.0)	(5.8)	(1.7)	(1.4)	(3.6)	47.0
65歳以上	100.0	59.8	(100.0)	(55.7)	(60.7)	(19.6)	(44.5)	(20.1)	(19.3)	(19.3)	(22.3)	40.2
平成19年	100.0	70.1	(100.0)	(62.1)	(80.9)	(1.2)	(2.1)	(1.3)	(0.3)	(0.9)	(2.1)	29.9

注：平成19年の「実際に相談した人はいない」には、「相談できる人はいない」が含まれる。

さらに、「実際に相談したことのある」労働者について、不安、悩み、ストレスが解消されたかどうかを問うたところ、「解消された」が 33.0%、「解消されなかったが、気が楽になった」が 61.1%となっている(第 29 表)。

第29表 相談したことによる不安、悩み、ストレスの解消状況別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	実際に相談したことがある		解消された	解消されなかったが、気が楽になった	解消もされず、気が楽にもならなかった	不明
平成24年	100.0	73.8	(100.0)	(33.0)	(61.1)	(6.0)	(-)
男性	100.0	65.8	(100.0)	(34.6)	(58.8)	(6.6)	(-)
女性	100.0	83.7	(100.0)	(31.4)	(63.3)	(5.3)	(-)
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	87.1	(100.0)	(57.2)	(42.8)	(-)	(-)
20～29歳	100.0	78.9	(100.0)	(36.2)	(59.2)	(4.6)	(-)
30～39歳	100.0	79.1	(100.0)	(30.9)	(62.2)	(6.8)	(-)
40～49歳	100.0	74.7	(100.0)	(31.1)	(62.9)	(6.0)	(-)
50～59歳	100.0	67.4	(100.0)	(29.9)	(65.6)	(4.6)	(-)
60～64歳	100.0	53.0	(100.0)	(45.2)	(51.8)	(3.0)	(-)
65歳以上	100.0	59.8	(100.0)	(49.3)	(24.7)	(25.9)	(-)
平成19年	100.0	70.1	(100.0)	(28.7)	(64.8)	(4.7)	(1.8)

## (2)仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレス

現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 60.9%[19 年調査 58.0%]となっている。また、強い不安、悩み、ストレスを感じる事柄の内容(3つ以内の複数回答)をみると、「職場の人間関係の問題」(41.3%[同 38.4%])が最も多く、次いで「仕事の質の問題」(33.1%[同 34.8%])、「仕事の量の問題」(30.3%[同 30.6%])となっている(第 30 表)。

第30表 仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの有無及び内容別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	強い不安、悩み、ストレスがある	強い不安、悩み、ストレスの内容(3つ以内の複数回答)											強い不安、悩み、ストレスがない	不明		
			仕事の質の問題	仕事の量の問題	仕事への適性の問題	職場の人間関係の問題	昇進、昇給の問題	配置転換の問題	雇用の安定性の問題	会社の将来性の問題	定年後の仕事、問題	事故や災害の経験	その他			不明	
平成24年	100.0	60.9	(100.0)	(33.1)	(30.3)	(20.3)	(41.3)	(18.9)	(8.6)	(15.5)	(22.8)	(21.1)	(2.1)	(8.2)	-	39.1	-
男性	100.0	60.1	(100.0)	(34.9)	(33.0)	(19.6)	(35.2)	(23.2)	(8.7)	(12.8)	(29.1)	(22.4)	(2.3)	(6.0)	-	39.9	-
女性	100.0	61.9	(100.0)	(30.9)	(27.0)	(21.0)	(48.6)	(13.7)	(8.3)	(18.7)	(15.0)	(19.6)	(1.9)	(11.0)	-	38.1	-
(就業形態)																	
正社員	100.0	64.1	(100.0)	(35.0)	(32.9)	(20.8)	(37.9)	(21.3)	(10.1)	(9.7)	(26.5)	(21.4)	(1.9)	(7.7)	-	35.9	-
契約社員	100.0	62.7	(100.0)	(26.4)	(25.8)	(21.2)	(40.4)	(18.7)	(2.2)	(44.2)	(12.0)	(29.4)	(4.2)	(8.5)	-	37.3	-
パートタイム労働者	100.0	45.3	(100.0)	(28.1)	(20.5)	(13.6)	(64.1)	(6.2)	(5.7)	(20.6)	(10.5)	(13.6)	(1.7)	(11.0)	-	54.7	-
派遣労働者	100.0	68.1	(100.0)	(27.1)	(13.0)	(35.7)	(37.3)	(9.6)	(0.0)	(60.4)	(3.8)	(15.7)	(1.7)	(7.1)	-	31.9	-
臨時・日雇労働者	100.0	48.6	(100.0)	(-)	(31.3)	(25.5)	(41.8)	(0.2)	(1.0)	(34.7)	(37.8)	(34.0)	(8.4)	(26.7)	-	51.4	-
平成19年	100.0	58.0	(100.0)	(34.8)	(30.6)	(22.5)	(38.4)	(21.2)	(8.1)	(12.8)	(22.7)	(21.2)	(2.3)	(9.3)	(0.1)	41.2	0.8

## 2 定期健康診断に関する事項

過去1年間に会社が実施する定期健康診断を受診した労働者の割合は88.5%[19年調査86.9%]となっており、そのうち「検査結果の通知を受けた」が87.6%、更に「所見ありと通知された」が36.2%となっている(第31表)。

第31表 定期健康診断受診の有無及び検査の通知状況別労働者割合

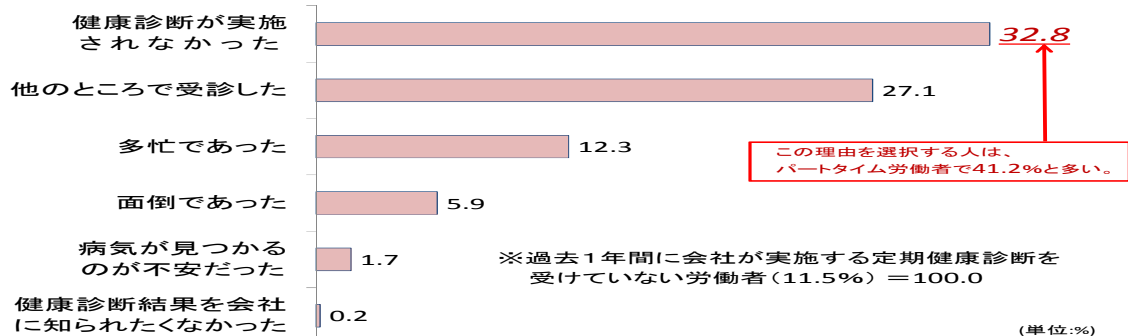
区 分	労働者計	定期健康診断を受けた	検査結果の通知を受けた			検査結果の通知を受けていない	定期健康診断を受けていない
			検査結果の通知を受けた	所見ありと通知された	所見なしと通知された		
平成24年 (年齢階級)	100.0	88.5	87.6	36.2	51.5	0.8	11.5
20歳未満	100.0	70.2	68.6	3.6	65.0	1.6	29.8
20～29歳	100.0	80.3	78.9	14.6	64.4	1.4	19.7
30～39歳	100.0	89.2	88.5	27.1	61.4	0.7	10.8
40～49歳	100.0	92.6	91.9	45.3	46.6	0.7	7.4
50～59歳	100.0	92.6	91.8	54.3	37.5	0.8	7.4
60歳以上	100.0	83.2	82.4	47.3	35.1	0.8	16.8
60～64歳	100.0	86.3	85.8	50.1	35.7	0.5	13.7
65歳以上	100.0	76.5	75.3	41.5	33.8	1.2	23.5
男性	100.0	92.4	91.4	43.9	47.5	1.0	7.6
女性	100.0	83.6	83.0	26.6	56.4	0.6	16.4
(就業形態)							
正社員	100.0	94.9	94.2	40.0	54.2	0.8	5.1
契約社員	100.0	92.7	90.7	37.4	53.2	2.0	7.3
パートタイム労働者	100.0	58.9	58.7	20.1	38.6	0.3	41.1
派遣労働者	100.0	75.9	71.7	22.7	49.0	4.2	24.1
臨時・日雇労働者	100.0	88.1	88.1	35.5	52.6	-	11.9
平成19年	100.0	86.9	85.6	36.4	49.2	1.3	12.1

また、定期健康診断を受けなかった主な理由は「健康診断が実施されなかった」(32.8%[19年調査28.5%])が最も多く、この理由を挙げる労働者は、パートタイム労働者で41.2%と多くなっている(第32表、第6図)。

第32表 定期健康診断を受診しなかった理由別労働者割合

区 分	労働者計	定期健康診断を受けなかった主な理由									
		定期健康診断を受けていない	多忙であった	他のところで受診した	面倒であった	病気が見つかるのが不安だった	健康診断結果を会社に知られなかった	健康診断が実施されなかった	その他	不明	
平成24年 (年齢階級)	100.0	11.5	(100.0)	(12.3)	(27.1)	(5.9)	(1.7)	(0.2)	(32.8)	(19.9)	(-)
20歳未満	100.0	29.8	(100.0)	(11.6)	(0.4)	(-)	(-)	(-)	(51.2)	(36.8)	(-)
20～29歳	100.0	19.7	(100.0)	(14.4)	(10.8)	(8.9)	(-)	(0.2)	(42.3)	(23.5)	(-)
30～39歳	100.0	10.8	(100.0)	(10.3)	(31.2)	(9.7)	(0.5)	(-)	(30.1)	(18.2)	(-)
40～49歳	100.0	7.4	(100.0)	(17.8)	(27.1)	(1.0)	(7.8)	(0.9)	(25.6)	(19.8)	(-)
50～59歳	100.0	7.4	(100.0)	(9.2)	(45.5)	(3.0)	(2.1)	(0.1)	(19.3)	(20.7)	(-)
60歳以上	100.0	16.8	(100.0)	(7.1)	(45.6)	(0.4)	(0.4)	(-)	(35.7)	(10.9)	(-)
60～64歳	100.0	13.7	(100.0)	(12.1)	(58.2)	(0.8)	(-)	(-)	(18.9)	(10.0)	(-)
65歳以上	100.0	23.5	(100.0)	(0.9)	(30.1)	(-)	(0.8)	(-)	(56.3)	(12.0)	(-)
男性	100.0	7.6	(100.0)	(17.6)	(22.6)	(6.8)	(0.8)	(-)	(34.9)	(17.3)	(-)
女性	100.0	16.4	(100.0)	(9.2)	(29.8)	(5.4)	(2.2)	(0.4)	(31.6)	(21.4)	(-)
(就業形態)											
正社員	100.0	5.1	(100.0)	(23.5)	(24.3)	(6.5)	(1.1)	(0.3)	(19.4)	(24.9)	(-)
契約社員	100.0	7.3	(100.0)	(20.3)	(21.5)	(0.6)	(5.0)	(-)	(26.4)	(26.2)	(-)
パートタイム労働者	100.0	41.1	(100.0)	(5.7)	(29.9)	(6.5)	(1.8)	(0.2)	(41.2)	(14.6)	(-)
派遣労働者	100.0	24.1	(100.0)	(7.2)	(19.4)	(0.7)	(-)	(-)	(23.5)	(49.1)	(-)
臨時・日雇労働者	100.0	11.9	(100.0)	(13.4)	(15.0)	(-)	(-)	(-)	(67.4)	(4.2)	(-)
平成19年	100.0	12.1	(100.0)	(12.6)	(25.4)	(3.4)	(1.7)	(0.1)	(28.5)	(26.4)	(2.0)

### 第6図 定期健康診断を受けなかった主な理由



さらに、「所見ありと通知された」労働者のうち「要再検査又は要治療の指摘があった」労働者は75.0%で、「再検査又は治療を受けた」労働者は48.3%となっている(第33表)。

第33表 再検査又は治療の受診別労働者割合

区 分	所見ありと通知された労働者計		要再検査又は要治療の指摘を受けた		再検査又は治療を受けなかった		要再検査又は要治療の指摘はなかった
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
平成24年	[96.2]	100.0	75.0	48.3	26.7	25.0	
(年齢階級)							
20歳未満	[3.6]	100.0 *	21.1 *	15.8 *	5.4 *	78.9 *	
20～29歳	[14.6]	100.0	63.2	31.6	31.5	36.8	
30～39歳	[27.1]	100.0	65.4	39.2	26.2	34.6	
40～49歳	[45.3]	100.0	76.5	46.0	30.5	23.5	
50～59歳	[54.3]	100.0	78.9	56.7	22.2	21.1	
60歳以上	[47.3]	100.0	87.4	62.3	25.1	12.6	
60～64歳	[50.1]	100.0	87.6	69.7	17.9	12.4	
65歳以上	[41.5]	100.0	86.7	43.3	43.4	13.3	
男性	[43.9]	100.0	77.1	47.3	29.7	22.9	
女性	[26.6]	100.0	70.8	50.4	20.3	29.2	
(就業形態)							
正社員	[40.0]	100.0	75.9	48.4	27.5	24.1	
契約社員	[37.4]	100.0	69.0	50.9	18.1	31.0	
パートタイム労働者	[20.1]	100.0	74.4	43.2	31.2	25.6	
派遣労働者	[22.7]	100.0	73.5	57.9	15.6	50.8	
臨時・日雇労働者	[35.5]	100.0	49.2	49.2	-	23.0	
平成19年	[36.4]	100.0	76.4	46.8	29.6		

注：[ ]は、全労働者のうち定期健康診断の結果「所見ありと通知された労働者」の割合である。

### 3 長時間労働者の面接指導等の実施状況

長時間労働者への医師による面接指導制度を知っている労働者の割合は33.2%[19年調査21.7%]で19年調査より上昇している(第34表)。

第34表 長時間労働者への医師による面接指導制度の認知別労働者割合

区 分	労働者計	長時間労働者への医師による面接指導制度の認知			不 明
		知っている	知らない	不明	
平成24年	100.0	33.2	66.5	0.4	
(事業所規模)					
5,000人以上	100.0	75.8	24.2	-	
1,000～4,999人	100.0	58.8	44.1	0.1	
500～999人	100.0	59.4	40.2	0.4	
300～499人	100.0	48.8	50.7	0.5	
100～299人	100.0	43.1	56.5	0.4	
50～99人	100.0	28.4	71.2	0.4	
30～49人	100.0	24.3	75.0	0.7	
10～29人	100.0	17.9	81.9	0.3	
(就業形態)					
正社員	100.0	37.6	62.0	0.4	
契約社員	100.0	35.2	64.8	0.1	
パートタイム労働者	100.0	14.9	84.7	0.4	
派遣労働者	100.0	18.4	81.6	-	
臨時・日雇労働者	100.0	8.4	91.6	-	
平成19年	100.0	21.7	77.2	1.1	

過去6か月間に医師による面接指導等を受けたことがある労働者の割合は5.5%となっている。

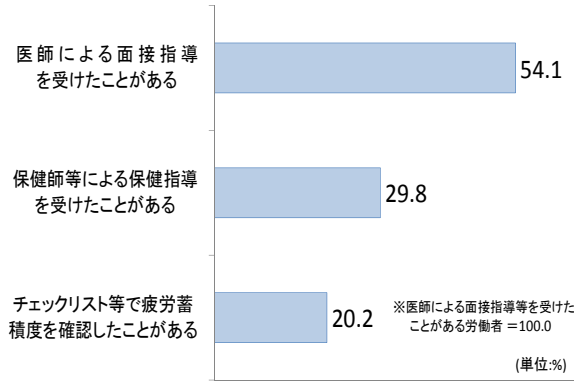
その内容(複数回答)は「医師による面接指導を受けたことがある」(3.0%)が最も多く、次いで「保健師等による保健指導を受けたことがある」(1.6%)、「チェックリストなどで疲労蓄積度を確認したことがある」(1.1%)となっている。

医師による面接指導等を受けたことがない理由は「疲労が蓄積するほどの長時間労働を行っていない」が84.4%、「長時間労働は行われているが、事業所で面接指導等が行われていない」が10.0%となっている。(第35表、第7、8図)

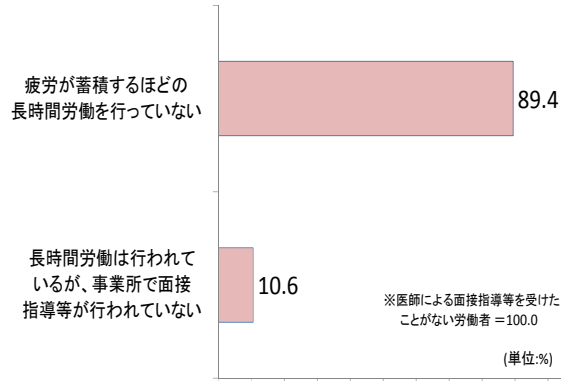
第35表 過去6か月間に医師による面接指導等を受けたことの有無及び面接指導等の内容別労働者割合

区 分	労働者計	面接指導等の内容(複数回答)					面接指導等を受けたことがない	長時間労働は行われているが、事業所で面接指導等が行われていない	疲労が蓄積するほどの長時間労働を行っていない	不明
		面接指導等を受けたことがある	医師による面接指導を受けたことがある	保健師等による保健指導を受けたことがある	チェックリストなどで疲労蓄積度を確認したことがある	その他				
平成24年	100.0	5.5 (100.0)	3.0 (54.1)	1.6 (29.8)	1.1 (20.2)	1.0 (18.3)	84.3 (100.0)	10.0 (10.6)	84.4 (89.4)	0.2
(年齢階級)										
20歳未満	100.0	1.5	1.5	-	-	-	98.5	12.6	86.0	-
20～29歳	100.0	2.7	1.7	0.3	0.8	0.4	97.1	14.7	82.4	0.3
30～39歳	100.0	4.8	2.2	1.2	1.0	1.3	95.1	10.0	85.1	0.1
40～49歳	100.0	6.5	3.7	2.1	1.1	1.0	93.0	8.6	84.5	0.4
50～59歳	100.0	6.4	3.5	2.4	1.3	0.6	93.6	7.7	86.0	0.0
60歳以上	100.0	9.0	4.9	2.9	1.7	2.3	91.0	8.9	82.1	-
60～64歳	100.0	9.9	4.8	1.5	2.1	2.8	90.1	6.8	83.3	-
65歳以上	100.0	7.1	5.1	5.8	0.8	1.2	92.9	13.3	79.6	-
男性	100.0	6.8	3.6	2.3	1.4	1.1	93.0	11.7	81.3	0.2
女性	100.0	3.8	2.2	0.8	0.7	0.9	96.0	7.8	88.2	0.2
(就業形態)										
正社員	100.0	5.6	3.0	1.9	1.3	0.8	94.2	11.4	82.8	0.2
契約社員	100.0	5.7	4.1	1.7	1.0	0.7	94.2	8.0	86.3	0.0
パートタイム労働者	100.0	4.3	1.9	0.4	0.2	2.1	95.4	5.5	89.9	0.3
派遣労働者	100.0	10.3	5.7	0.4	3.5	0.8	89.7	4.5	85.2	-
臨時・日雇労働者	100.0	0.4	0.3	0.1	-	-	99.6	1.1	98.5	-
平成19年	100.0	6.3	3.3	1.8	1.3	0.9	93.5	14.3	79.3	0.2

第7図 面接指導等の内容(複数回答)



第8図 面接指導等を受けたことがない理由



医師による面接指導等における実施内容(複数回答)は「生活指導」(50.0%)が最も多く、次いで「疲労蓄積状況の確認」(31.9%)、「ストレス蓄積状況の確認」(31.9%)、「栄養指導」(26.6%)となっている(第36表)。

第36表 医師による面接指導等における実施内容別労働者割合

区分	実施内容(複数回答)							
	面接指導等を受けたことがある労働者計	疲労蓄積状況の確認	ストレス状況の確認	生活指導	栄養指導	の医療機関へ	その他	
平成24年	[5.5]	100.0	31.9	31.9	50.0	26.6	13.9	14.8
(事業所規模)								
5,000人以上	[4.8]	100.0*	94.4*	97.2*	8.4*	2.8*	2.8*	2.8*
1,000~4,999人	[6.0]	100.0	47.1	41.4	33.2	33.6	5.6	25.3
500~999人	[6.9]	100.0	40.7	52.4	37.7	20.6	14.0	14.5
300~499人	[9.4]	100.0	53.1	48.8	53.8	30.8	13.3	3.1
100~299人	[6.2]	100.0	35.9	33.2	53.7	22.9	19.6	7.8
50~99人	[6.3]	100.0	18.0	14.8	46.8	23.6	10.9	35.9
30~49人	[4.5]	100.0	47.9	33.3	59.3	28.1	30.4	10.5
10~29人	[4.0]	100.0	10.5	21.2	54.5	30.7	7.2	10.9
(就業形態)								
正社員	[5.6]	100.0	36.7	37.1	51.4	28.0	10.9	13.2
契約社員	[5.7]	100.0	42.9	21.3	64.2	37.2	30.5	6.6
パートタイム労働者	[4.3]	100.0	4.1	13.9	40.6	17.7	11.9	22.0
派遣労働者	[10.3]	100.0	1.8	15.5	14.5	1.7	39.7	43.1
臨時・日雇労働者	[0.4]	100.0*	78.7*	78.7*	78.7*	21.3*	-*	-*

注：[ ] は、全労働者のうち「面接指導等を受けたことがある労働者」の割合である。

医師による面接指導等を受けた後に何らかの改善措置(※39)(複数回答)があった労働者の割合は45.3%となっており、その措置の内容は、「就業場所の変更」(26.1%)が最も多く、次いで「時間外労働の制限」(17.6%)、「深夜業の回数の変更」(2.8%)となっている(第37表)。

第37表 医師による面接指導等後の改善措置の内容別労働者割合

区分	改善措置の内容(複数回答)													
	面接指導等を受けたことがある労働者計	何らかの改善措置が講じられた	時間外労働の制限	就業場所の変更	仕事内容の変更	作業の転換	労働時間の短縮	深夜業の回数の変更	深夜業の回数の減少	その他	講じられなかった	不明		
平成24年	[5.5]	100.0	45.3	(100.0)	(17.6)	(26.1)	(1.7)	...	...	(2.8)	...	(56.4)	54.7	-
(事業所規模)														
5,000人以上	[4.8]	100.0*	8.4*	(100.0)*	(-)*	(33.3)*	(-)*	...	...	(-)*	...	(66.7)*	91.6*	-*
1,000~4,999人	[6.0]	100.0	38.7	(100.0)	(1.5)	(31.6)	(4.6)	...	...	(2.9)	...	(62.8)	61.3	-
500~999人	[6.9]	100.0	45.3	(100.0)	(2.1)	(45.6)	(-)	...	...	(-)	...	(55.1)	54.7	-
300~499人	[9.4]	100.0	52.4	(100.0)	(14.6)	(45.6)	(-)	...	...	(-)	...	(54.0)	47.6	-
100~299人	[6.2]	100.0	43.1	(100.0)	(3.6)	(30.2)	(1.0)	...	...	(11.5)	...	(54.8)	56.9	-
50~99人	[6.3]	100.0	38.7	(100.0)	(1.9)	(12.4)	(1.3)	...	...	(0.8)	...	(83.7)	61.3	-
30~49人	[4.5]	100.0	46.2	(100.0)	(3.5)	(38.0)	(3.5)	...	...	(-)	...	(62.0)	53.8	-
10~29人	[4.0]	100.0	52.7	(100.0)	(51.6)	(10.1)	(2.3)	...	...	(-)	...	(41.3)	47.3	-
(就業形態)														
正社員	[5.6]	100.0	40.8	(100.0)	(5.1)	(32.0)	(2.5)	...	...	(0.5)	...	(65.9)	59.2	-
契約社員	[5.7]	100.0	42.5	(100.0)	(5.8)	(36.9)	(-)	...	...	(-)	...	(63.1)	57.5	-
パートタイム労働者	[4.3]	100.0	76.9	(100.0)	(63.3)	(6.7)	(-)	...	...	(-)	...	(30.3)	23.1	-
派遣労働者	[10.3]	100.0	33.9	(100.0)*	(-)*	(-)*	(-)*	...	...	(92.7)*	...	(7.3)*	66.1	-
臨時・日雇労働者	[0.4]	100.0*	-*	(-)*	(-)*	(-)*	(-)*	...	...	(-)*	...	(-)*	100.0*	-*
平成19年	[6.3]	100.0	40.0	(100.0)	...	(3.4)	...	(9.6)	(27.7)	...	(4.7)	(61.1)	54.1	5.9

注：1) [ ] は、全労働者のうち「面接指導等を受けたことがある労働者」の割合である。  
2) 改善措置の内容は、平成19年調査と一部変更になっており、比較には注意を要する。

#### 4 受動喫煙防止対策に関する事項

##### (1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は26.9%[23年調査30.6%]となっている(第38表)。

第38表 職場での喫煙の有無別労働者割合

区分	(単位:%)			
	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成24年	100.0	26.9	73.0	0.1
20歳未満	100.0	4.8	95.2	-
20～29歳	100.0	28.5	71.3	0.2
30～39歳	100.0	32.1	67.8	0.1
40～49歳	100.0	26.1	73.9	0.0
50～59歳	100.0	22.9	77.0	0.1
60歳以上	100.0	19.3	80.4	0.3
60～64歳	100.0	21.6	78.0	0.4
65歳以上	100.0	14.4	85.6	0.1
男性	100.0	39.0	60.8	0.1
女性	100.0	11.8	88.2	0.1
(就業形態)				
正社員	100.0	29.5	70.4	0.1
契約社員	100.0	21.3	78.6	0.1
パートタイム労働者	100.0	19.5	80.4	0.0
派遣労働者	100.0	18.1	81.9	-
臨時・日雇労働者	100.0	25.4	74.6	-
平成23年	100.0	30.6	69.4	0.1

##### (2)受動喫煙による不快や対策への意識

職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど毎日ある」(23.2%)[19年調査32.8%]、「ときどきある」(28.6%)[同32.3%]をあわせて51.8%[同65.0%]で19年調査より低下しており、喫煙者では78.3%、非喫煙者では42.1%となっている(第39表、第9図)。

第39表 受動喫煙の有無別労働者割合

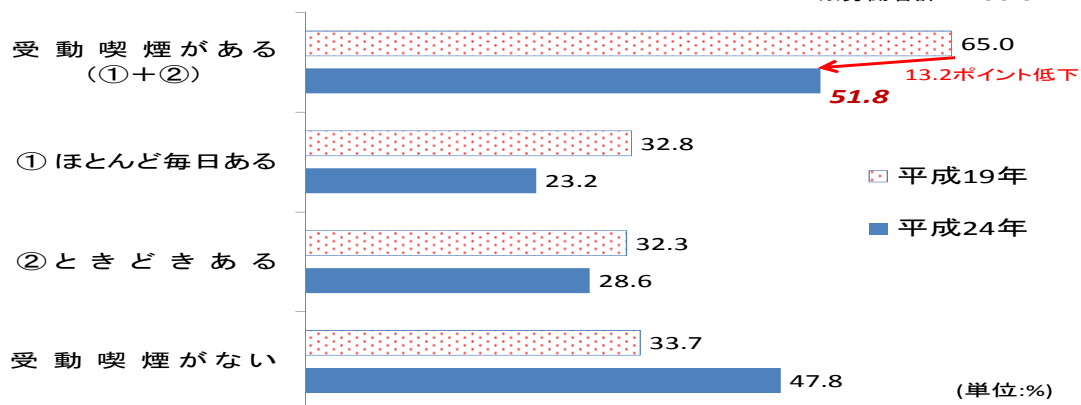
区分	労働者計		職場で他の人のたばこの煙を吸入すること(受動喫煙)があるか					
			ある	ほとんど毎日ある		ときどきある	ない	不明
				ほとんど毎日ある	ときどきある			
平成24年	[100.0]	100.0	51.8	23.2	28.6	47.8	0.4	
喫煙者	[26.9]	100.0	78.3	55.3	23.0	21.1	0.6	
非喫煙者	[73.0]	100.0	42.1	11.4	30.7	57.6	0.2	
男性		100.0	60.2	29.1	31.1	39.3	0.5	
女性		100.0	41.4	15.8	25.6	58.3	0.3	
平成19年	[100.0]	100.0	65.0	32.8	32.3	33.7	1.3	

注：1) [ ] は、全労働者のうち、喫煙者・非喫煙者の労働者の割合であり、その計には、喫煙・非喫煙が不明の者も含まれる。

2) 非喫煙者には、職場以外でたばこを吸う者も含まれる。

第9図 受動喫煙の有無

※労働者計 = 100.0





職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「ある」とする労働者の割合は27.1%[19年調査30.7%]となっている。

これを非喫煙者についてみると、「ある」は31.4%となっている。(第40表)

第40表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合 (単位：%)

区分	労働者計		職場での喫煙に関して不快に感じること、 体調が悪くなることの有無				
			ある	よくある	たまにある	ない	不明
平成24年	[100.0]	100.0	27.1	7.0	20.1	72.4	0.5
喫煙者	[26.9]	100.0	15.3	2.4	12.9	84.4	0.3
非喫煙者	[73.0]	100.0	31.4	8.6	22.8	68.1	0.5
男性		100.0	23.9	6.4	17.6	75.5	0.6
女性		100.0	31.0	7.7	23.3	68.6	0.4
平成19年	[100.0]	100.0	30.7	8.3	22.4	68.0	1.3

注：1) [ ] は、全労働者のうち、喫煙者・非喫煙者の労働者の割合であり、その計には、喫煙・非喫煙が不明の者も含まれる。

2) 非喫煙者には、職場以外でたばこを吸う者も含まれる。

### (3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)は、「事業所の内部に閉鎖された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外は禁煙とすること」(35.4%)が最も多く、次いで「喫煙室又は喫煙コーナーにたばこの煙を除去する装置(空気清浄装置)等を設置すること」(24.7%)となっている(第41表)。

第41表 職場における受動喫煙防止対策として望む内容別労働者割合

(単位：%)

区分	労働者計	受動喫煙防止対策として望む内容(複数回答)																			
		敷地内を禁煙とする事業所	就業場所の内部に閉鎖された喫煙室を設け、それ以外は禁煙とすること	就業場所の内部に閉鎖された喫煙室を設け、それ以外の喫煙場所を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	就業場所では喫煙できない禁煙とすること	就業場所では喫煙できない禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	喫煙室又は喫煙コーナーを設け、それ以外を禁煙とすること	その他	不明	
平成24年	[100.0]	100.0	22.5	21.3	35.4	16.8	...	4.8	4.4	20.4	24.7	...	4.8	3.5	9.5	3.1	2.5	6.7	...	15.4	
男性		100.0	21.4	17.3	35.3	17.3	...	5.0	3.8	20.3	22.4	...	4.6	3.4	8.9	2.7	2.0	7.1	...	17.2	
女性		100.0	23.8	26.3	35.5	16.1	...	4.5	5.2	20.6	27.6	...	5.1	3.5	10.4	3.6	3.1	6.3	...	13.2	
(受動喫煙の有無)																					
ほとんど毎日ある	[23.2]	100.0	14.2	17.3	36.1	23.8	...	8.1	6.9	26.8	32.8	...	4.6	4.2	8.3	3.7	3.4	9.5	...	19.5	
ときどきある	[28.6]	100.0	24.2	24.6	37.8	18.3	...	3.8	4.5	23.7	26.1	...	5.5	3.4	9.3	2.8	2.6	7.4	...	10.5	
ない	[47.8]	100.0	25.6	21.2	33.8	12.5	...	3.7	3.3	15.5	20.0	...	4.6	3.2	10.4	3.0	2.0	5.1	...	16.1	
不明	[0.4]	100.0	11.1	22.1	19.3	9.4	...	6.1	-	7.9	12.6	...	-	-	-	-	-	-	...	53.7	
平成23年	[100.0]	100.0	25.7	...	49.8	29.8	...	18.4	5.3	29.1	28.1	...	6.0	5.3	11.1	3.1	2.5	5.4	...	4.5	
平成19年	[100.0]	100.0	24.0	...	...	...	54.1	...	...	...	...	35.3	3.7	4.7	8.1	2.0	1.3	...	9.2	7.8	

注：1) [ ] は、全労働者のうち「受動喫煙の有無」別の労働者の割合である。

2) 「不明」については、平成19年には「対策として望むことなし又は不明」と表記していたが、未記入を表すものであることから、今回「不明」に変更した。

## 主な用語の定義

### ※1 「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。

1か月あたりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1か月の総労働時間（労働時間数＋延長時間数＋休日労働時間数）－（計算期間（1か月間）の総暦日数／7）×40

### ※2 「長時間労働者への医師による面接指導制度」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

労働安全衛生法により、事業主は、（1）時間外・休日労働が1か月あたり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者に対し、医師による面接指導を実施することが義務づけられ、また、（2）時間外・休日労働が1か月あたり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、（3）事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、医師による面接指導等の実施（※4）が努力義務となっている。

### ※3 「深夜業」

深夜業務（原則として午後10時から午前5時までの間に行われる業務）を指す。勤務時間の一部でもこの時間にかかる場合は、深夜業があるとする。

### ※4 「医師による面接指導等の実施」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるものをいう。

医師による面接指導（※2参照）以外でも、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などのいずれかを実施することをいう。

### ※5 「メンタルヘルスケア」

事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置のことをいう。

### ※6 「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者のことをいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害（精神遅滞）

- ⑨ 心理的発達障害
- ⑩ 小児（児童）期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不明の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、ICD-10 診断ガイドライン「精神および行動の障害」に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

#### ※7 「安全衛生委員会等」

労働安全衛生法に規定されている安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会をいう。

##### ① 安全委員会

事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

##### ② 衛生委員会

事業所における労働者の健康の保持増進を諮るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は安全委員会と同様になっている。

##### ③ 安全衛生委員会

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

#### ※8 「労働者への教育研修・情報提供」

労働者を対象とした、自らのストレスを予防、軽減するために必要な内容に関する教育研修、情報提供を行うことをいう。

#### ※9 「事業所内の産業保健スタッフ」

メンタルヘルスケアが効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルスケアの実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者及び事業所内の保健師等をいう。

#### ※10 「職場環境等の評価及び改善」

職場レイアウト、作業方法、コミュニケーション、職場組織の改善などを通じた職場環境等の改善は、労働者の心の健康の保持増進に効果的であるとされている。このため、職場環境等を評価し、問題点を把握した上で、職場環境のみならず勤務形態や職場組織の見直し等の様々な観点から職場環境等の改善を行うことをいう。

#### ※11 「ストレスチェック」

メンタルヘルス不調の要因となりうるストレスの程度について調べるものであり、職業性ストレス簡易調査票等を用いて労働者を対象に調査を行い、労働者が自身のストレス状況について現状を把握することをいう。

調査結果については、労働者個人の健康管理に役立たせるとともに職場環境の改善

に活用する。また、労働者の同意を得て医師等の産業保健スタッフ等による面接指導等を行うこともある。

#### ※12 「職場復帰支援プログラム」

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたもの。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等からなる。

#### ※13 「地域産業保健センター」

労働者数 50 人未満の小規模事業場では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業場を支援するために、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供している。面接指導等には医師やカウンセラー等が対応する。国の委託事業として、都道府県ごとに設置されている。

#### ※14 「都道府県産業保健推進センター」

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフに対して心の健康づくり対策についてのサービス（職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業場内の相談体制作りの支援等）を提供するとともに、地域産業保健センターの活動に対して専門的、技術的な支援を行っている。独立行政法人労働者健康福祉機構が運営しており、15 の産業保健推進センターと 32 の連絡事務所が都道府県単位で全国に設置されている。

#### ※15 「他の外部機関」

精神保健福祉センター、（社）日本産業カウンセラー協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などである。

#### ※16 「産業医」

労働者の健康管理等を効果的に行うため、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、事業主は、一定の要件を満たす者の中から産業医を選任し、健康診断や面接指導などの職務に当たらせることが労働安全衛生法により義務づけられている。

#### ※17 「保健師」

保健師助産師看護師法第 2 条の規定により厚生労働大臣から免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に従事している者をいう。

#### ※18 「衛生管理者・衛生推進者等」

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等をいう。

##### ① 衛生管理者

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することになっている。

##### ② 安全衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

③ 衛生推進者

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

※19 「カウンセラー等」

事業所において、心の健康の保持増進のために個々の労働者に対してメンタルヘルスカケアを実施する担当者をいう。精神保健福祉士、臨床心理士や産業カウンセラーを含む。

① 精神保健福祉士

精神保健福祉士法第 28 条の規定により精神保健福祉士としての登録を行い、同法第 2 条の規定により、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

② 臨床心理士

（財）日本臨床心理士認定協会の認定資格で、心理アセスメント、心理面談、臨床心理的地域援助、研究活動を行うことにより、働く人たちが抱える課題に応じてさまざまな臨床心理学的方法を用いて、心理的な問題の克服や困難の軽減に向けての支援を行い、また、その人を囲む環境への働きかけ、情報整理や関係の調整を行ったりする。心理カウンセラー、サイコセラピスト、心理士、心理相談員を含む。

③ 産業カウンセラー

（社）日本産業カウンセラー協会の認定資格で、心理的手法を用いて、働く人たちが抱える問題を、自らの力で解決できるように援助することを主たる業務としている者をいう。業務の領域は、メンタルヘルス対策への援助、キャリア開発への援助、職場における人間関係開発への援助となる。

※20 「メンタルヘルスカケアの効果」

①メンタルヘルス関係の理由により 1 か月以上連続して休業していた者が円滑に職場復帰した、②メンタルヘルス関係の理由により 1 か月以上連続して休業する者が前年より減少した等のことである。

※21 「定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う一般健康診断をいう。通常は 1 年以内ごとに 1 回、定期に実施することとされているが、特定業務（深夜業、有害物取扱い、暑熱・寒冷環境などの業務）に常時従事する労働者に対しては、6 か月以内ごとに 1 回、定期に一般健康診断を実施することとされ、検査項目は、次のものとされている（労働安全衛生規則第 44 条）。

- ① 既往歴及び業務歴の調査、② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査、
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査、
- ⑤ 血圧の測定、⑥ 貧血検査、⑦ 肝機能検査、⑧ 血中脂質検査、⑨ 血糖検査、
- ⑩ 尿検査、⑪ 心電図検査

なお、パートタイム労働者の一般健康診断については、事業場で同種の業務に従事する通常の労働者の週所定労働時間の 4 分の 3 以上働くパートタイム労働者に対して、同法の規定に基づき、1 年（特定業務に常時従事する労働者の場合は 6 か月）以内ごとに

1回、定期に一般健康診断を実施する必要がある。また、通常の労働者の週所定労働時間の4分の3未満、2分の1以上働くパートタイム労働者に対しても、一般健康診断を実施することが望ましいとされている。なお、これらのパートタイム労働者の区分について、本調査では、「一般社員（フルタイムで勤務する基幹業務を行う社員）」（※23）の週所定労働時間数とパートタイム労働者が実際に働いた週労働時間数を比較している。

また、派遣労働者については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の規定に基づき、派遣元事業所において一般健康診断を行わなければならないとされている。

#### ※22 「有所見者」

異常なしの所見以外の全ての所見の者をいう。

#### ※23 「一般社員」

フルタイムで勤務する基幹業務を行う社員をいう。正社員及び契約社員が含まれ、パートタイム労働者、臨時・日雇労働者及び派遣労働者は含まない。

##### ① 正社員

フルタイム勤務で雇用期間の定めのない者をいう。

##### ② 契約社員

フルタイム勤務で1か月を超える雇用期間の定めのある者をいう。

##### ③ パートタイム労働者

一般社員（フルタイム勤務者で基幹業務を行う社員）より1日の所定労働時間が短い、又は1週の所定労働時間が短い者で、雇用期間の定めがない又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。

##### ④ 臨時・日雇労働者

1か月以内の期間を定めて雇われている者をいう。

##### ⑤ 派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に基づく労働者派遣事業を行う事業所から派遣労働者として受け入れている者をいう。

また、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社に派遣している労働者をいう。

ただし、④及び⑤については、9月及び10月の各月にそれぞれ18日以上就労している者を調査対象としている。

#### ※24 「敷地内を含めた事業所全体を禁煙にしている」

敷地内は屋内・屋外を問わず、車両も含め禁煙としている場合をいう。ただし、屋外に喫煙所を設けている場合も該当する。

#### ※25 「喫煙室」

出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋のことをいう。

#### ※26 「喫煙コーナー」

天井から吊り下げた板等による壁、ついたて等によって区画された喫煙可能な区域をいう。

#### ※27 「たばこの煙を排気する装置等」

たばこの煙を屋外に排出する換気扇等の受動喫煙防止対策機器のことをいう。

**※28 「たばこの煙を除去する装置等」**

たばこの煙を除去して屋内で空気を循環させる空気清浄装置等の受動喫煙防止対策機器をいう。

**※29 「気流を測定している」**

非喫煙場所と喫煙室との境界において喫煙室へ向かう気流の風速を測定することである。職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、気流の風速を 0.2 m/s 以上とするように必要な措置を講ずることとされている。

**※30 「浮遊粉じん、一酸化炭素等の濃度を測定」**

たばこの煙が職場の空気環境に及ぼしている影響を把握するために実施する測定をいう。職場における喫煙対策のためのガイドラインにおいて、浮遊粉じんの濃度を 0.15 mg/m<sup>3</sup>以下及び一酸化炭素の濃度を 10ppm 以下とするように必要な措置を講ずることとされている。

**※31 「左記以外の何らかの対策を実施」**

喫煙時間の制限や禁煙場所の特定など何らかの受動喫煙防止対策を実施していることをいう。

**※32 「暑さ指数」**

WBGT 値（湿球黒球温度）のことで、暑熱環境における人体への熱による影響を表す指数であり、気温、湿度、輻射熱から算出される。熱中症予防のために運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。事業所は作業場所ごとに暑さ指数を計測や環境省熱中症情報からの情報入手等の方法で把握し、基準値と比較するなど評価して、実効ある熱中症予防対策を講じることが求められる。

（算出方法）

屋外：WBGT＝0.7×湿球温度＋0.2×黒球温度＋0.1×乾球温度

屋内：WBGT＝0.7×湿球温度＋0.3×黒球温度

**※33 「低減に努めている」**

①暑さ指数が WBGT 基準値を超え、又は超えるおそれのある作業場所（高温多湿作業場所）においては、発熱体と労働者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること、

②屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること、

③高温多湿作業場所に適度な通風、送風又は冷房を行うための設備を設けること、また、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと、

などがあり、これらの対策を取るにより暑さ指数が低減するように努めていることをいう。（水分・塩分の摂取や休憩時間の確保は、暑さ指数の低減対策に該当しない。）

**※34 「通知している」**

事業所において事業主が衛生管理者・衛生推進者等に暑さ指数を計測や環境省熱中症情報からの情報入手等の方法で把握させて、労働者に暑さ指数を通知することをいう。

**※35 「熱への順化期間」**

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、熱への順化（熱に

慣れ、当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することを踏まえて、計画的に、熱への順化をするための期間(労働者が熱に慣れていない状態から、熱へのばく露時間を次第に長くして、熱に慣れさせて熱に適応させるための期間)を設けることをいう。

例：作業者が順化していない状態から7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。(ただし、熱へのばく露を中断すると、4日後には順化の喪失が始まり、3～4週間後には完全に失われる。)

**※36 「健康診断結果に基づき必要な措置を講じている」**

健康診断で異常所見があると診断された場合には、医師等の意見を聴き、必要に応じて、作業場所の変更や作業転換等を行うことをいう。

**※37 「特殊健康診断」**

一定の有害業務に常時従事する労働者に対して、当該業務への配置替え時及び定期に行う健康診断をいう。法令で義務付けられているもののほか、通達で実施が指導勧奨されているものも含む。

**※38 「THP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)」**

労働安全衛生法第70条の2第1項の規定により定められた「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、産業医が個々の労働者の「健康測定」を行い、その結果に基づき、それぞれの専門分野における十分な知識・技能を有するスタッフが「運動指導」、「メンタルヘルスケア」、「栄養指導」、「保健指導」を行うことをいう。

**※39 「改善措置」**

「医師による面接指導」に基づき、面接指導を実施した医師から必要な措置について事業者が意見を聴いて、必要と認める場合に実施した事後措置をいう。